

憲法九条と集団的自衛権

山 内 敏 弘

I はじめに

二〇一二年二月の衆議院総選挙で、自民党は二九四議席を占めて圧勝して、第二次安倍内閣が誕生した。この選挙において、自民党は憲法改正を選挙公約に掲げたが、それとともに、つぎのように集団的自衛権の行使の容認論を明確に打ち出した。「日本の平和と地域の安定を守るため、集団的自衛権の行使を可能とし、『国家安全保障基本法』を制定します」。自民党は、現在の日本国憲法の下においても、「国家安全保障基本法」を制定すれば、集団的自衛権の行使は可能であるとする見解を打ち出したのである。このような見解は、従来の政府見解（長期にわたる自民党政権時代をも含めて）を根本的に変更するものであって、憲法上重大な疑義をはらむものと言わなければならない。

しかも、留意されるべきは、このような集団的自衛権行使容認論は安倍首相のかねてからの持論でもあるという

ことである。安倍首相は、二〇〇六年に刊行した著書『美しい国へ』の中で、つぎのように述べていた。「権利(≡集団的自衛権)はあっても行使できない——それは、財産に権利はあるが自分の自由にはならない、というかつての禁治産者の規定に似ている。」「日本も自然権としての集団的自衛権を有していると考えるのは当然であろう。」⁽¹⁾

二〇一三年に刊行した著書『新しい国へ』の中でも、つぎのように述べている。「集団的自衛権の解釈を変更すべきだと私は考えます。」「集団的自衛権の行使とは、米国に従属することではなく、対等となることです。それにより、日米同盟をより強固なものとし、結果として抑止力が強化され、自衛隊も米軍も一発の弾も撃つ必要はなくなる。これが日本の安全保障の根幹を為すことは、言うまでもありません。」⁽²⁾

それだけではない。新聞報道によれば、衆議院総選挙の結果、新たに当選した議員の中では、七八%が集団的自衛権の行使に関する政府解釈を「見直すべき」としているとのことである(毎日新聞二〇一二年二月一八日)。

驚くべき数字と言わなければならない。ちなみに、同報道によれば、その内訳は、自民党議員の九三%、維新の会の全員、そしてみんなの党の八三%が「見直し」論に賛成している。公明党は、八七%が「見直し」に反対し、民主党は、「見直し」反対が四五%で、「見直すべき」が三九%で、社民、共産党は、全員「見直し」反対となっている。ちなみに、民主党についていえば、前首相の野田佳彦や元代表の前原誠司なども見直し論の立場をとっている⁽³⁾のである。

このような最近の集団的自衛権行使容認論の台頭は、憲法の観点からすれば、きわめて憂慮すべき事態と言わなければならないであろう。歴代政府が採用してきた集団的自衛権行使違憲論をきちんとした根拠もなく変更し、結果的には憲法の平和主義を根本的に破壊する意味合いをもつことになるからである。このような集団的自衛権行使容認論は、そもそも集団的自衛権とはいかなるものであるかについての十分な認識を踏まえているようにも思えない

いし、また、日本国憲法第九条についてのきちんとした理解を踏まえているようにも思われない。そこで、以下には、まず、国連憲章における集団的自衛権の意味とその運用実態を検討し、ついで、日本政府の集団的自衛権をめぐる解釈の推移を概観し、そこにどのような憲法上の論点があるかを明らかにしたうえで、近年において集団的自衛権行使容認論を説きたいわゆる「安保法制懇」の議論や「国家安全保障基本法案」の問題点を検討することにした。

II 国連憲章における集団的自衛権とその運用実態

一 国連憲章五一条の集団的自衛権

(1) 成立背景

国連憲章五一条は、つぎのように規定している。「この憲章のいかなる規定も、国連加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利 (the inherent right of individual or collective self-defense) を害するものではない。この自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならぬ。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基づく権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」

集団的自衛権という言葉は、この憲章五一条ではじめて国際法上用いられるようになったものであるが、この規

定の成立背景については、すでに多くの研究がなされていて、今日では、成立背景に関する議論はほぼ出尽くしたようにみえる。これまでの研究の成果をごく簡単に要約すれば、つぎようになる。

まず、国連憲章の当初の原案は、米英中ソの四カ国代表が一九四四年一〇月に策定したダンバードン・オークス提案といわれるもの（「一般的国際機構の設立に関する提案」であったが、それには集団的自衛権に関する五一条の規定はなかった。個別的自衛権については、すでに不戦条約（一九二八年）の時点で認められていたので、とくに憲章に盛り込む必要性は感じられていなかった。ところが、一九四五年二月のヤルタ会談で、常任理事国については拒否権を認めるということにされたので、これに米州諸国が反撥した。常任理事国の拒否権が発動された場合には、安保理事会による集団安全保障は機能しない可能性が出てきたからである。そこで、米州諸国は、一九四五年三月に、メキシコのチャプルテペックで米州会議を開催して、米州諸国のいずれか一国に対する攻撃はすべての米州機構加盟国に対する攻撃とみなし、軍事力の行使を含むいかなる対抗措置をもとりうるとする決議（「チャプルテペック決議」）を採択した。そして、このような決議の内容を認める条項を国連憲章でも取り入れるように提案し、それが受け入れられない場合には、国際連合には参加しない旨を表明した。「ラテンアメリカの危機」と言われている事態である。このような事態の打開にアメリカが乗り出して、チャプルテペック協定を盛り込んだつぎのような修正条項を提案した。⁽⁵⁾

「安保理事会が侵略を防止することに成功しなかった場合、そして侵略がいかなる国家によってあれ加盟国に対してなされる場合、そのような加盟国は自衛のための必要な措置をとる固有の権利を有する。武力攻撃に対して自衛の措置をとる権利は、あるグループの国家の全メンバーがその一国に対する攻撃を全体に対する攻撃であるとみなすことに同意する、チャプルテペック決議に具体化されているような了解または取極めにも適用され

る。そのような措置の採用は、安保理事会に直ちに報告されなければならず、また国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をその際にとるこの憲章の下での安保理の権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」

しかし、このような米国の提案はイギリスやソ連の反対にあった。アメリカのこの提案は、国連とは別個に地域的組織を助長することになるし、またチャブルテペック決議に特別に言及することには賛成できないといった理由によってである。そして、イギリスは、つぎのような修正案を提案した。

「この憲章のいかなる規定も、安保理事会が国際の平和及び安全を維持しまたは回復するために必要な措置をとることができない場合には、個別的または集団的のいずれにせよ、武力攻撃に対する自衛の権利 (right of self-defense against armed attack, either individual or collective) を無効とする (invalidate) ものではない。この権利の行使にあたってとられる措置は直ちに安保理事会に報告しなければならぬし、また、この措置は、安保理事会の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基づく権能及び責任に対していかなる影響も及ぼすものではない。」

このイギリスの提案に対して、ソ連が若干の字句の修正を提案した。冒頭の文章については、「この憲章のいかなる規定も、個別的または集団的のいずれにせよ、自衛の固有の権利 (inherent right of self-defense) を害する (impairs) ものではない」とし、また、安保理事会によって必要な措置がとられるまでの間 (up to the time) 自衛の措置をとる権利を有する」としたのである。これに対して、米州諸国は、なお難色を示したが、アメリカが、チャブルテペック協定の有効性を保障することで妥協して、最終的には、憲章五一条にほぼ近い以下のような規定が採択されることになった。

「この憲章のいかなる規定も、加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間 (until)、個別的又は集団的自衛の固有の権利 (the inherent right of individual or collective self-defense) を害するものではない。この自衛権の行使にあたってとられた措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならず、また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基づく権能と責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」

以上、ごく要点的に憲章五一条の成立過程を述べてきたが、集団的自衛権については、すでに国連憲章以前においても、国際連盟時代において、相互援助条約案やロカルノ条約などの「先駆」的事例があるとする指摘もなされている。⁽⁶⁾しかし、これら条約などにおいては、「集団的自衛権」という言葉は用いられていなかった。軍事同盟の事例はその他にも存在していたが、「集団的自衛権」という言葉が用いられるようになったのは、やはり国連憲章が初めてであることは、確認しておいてよいであろう。

(2) 集団的自衛権の法的性質

国連憲章五一条で認められることになった集団的自衛権については、その法的な性質に関して、憲章ができて以来、種々の議論がなされてきた。これらの議論は、従来の学説の整理に従えば、おおよそ次の三つほどに分けられている。⁽⁷⁾すなわち、①個別的自衛権の共同行使とする見解、②他国に関わる自国の死活的利益を防衛する権利とする見解、③他国の防衛を支援する権利とする見解である。以下、それぞれの見解について簡単にみてみることにする。

まず第一は、集団的自衛権を、個別的自衛権の共同行使とする見解である。この説をとるBowettは、つぎのようについて。「国家Aが、国家BとCの法的に保護された利益を侵害したとする。ここにおいて、Aは、BとCとの関係で確立された義務を侵害することになり、双方(BとC)は、個別的自衛権を行使することができるし……、あるいはまた、それらを共同して(En concert)行使することができる。これが、『集団的自衛権』と適切に呼ばれている場合である」⁽⁸⁾。大平善悟も、次のように述べてこの説をとっている。「国家の生存に迫る危険が共通し、その危険が関係国に逼迫しているときに、集団的自衛が発生する。この場合には各国の有する個別的な自衛権の同時行使だと考えられる。」「現在の国際社会における危険の性質、とくにその増大性と緊迫性を考察した場合には、危険の方面から見て、個別的自衛権の集団的行使と観念することが、きわめて自然だと考えられる」。「ただ、武力的攻撃が自国になく、他国に武力的攻撃があつた場合には、そのために自国の方も緊迫した直接の危険を感じるときに限って、集団的自衛権が発動しうる」⁽⁹⁾。

つぎに、第二の見解は、集団的自衛権は、他国に関わる自国の死活的利益を防衛する権利とする説であるが、この説をとるローターパクトは、憲章五一条が個別的自衛権と共に集団的自衛権を認めたことについてつぎのようについて。「このことは、国連加盟国が、自国自身が武力攻撃の対象となつた場合のみならず、そのような攻撃が、その安全と独立が……自国の安全と独立にとって死活的(Vital)とみなされるような他の国あるいは国々に対してなされた場合にも、自衛のための行動をとることが許されることを意味している」⁽¹⁰⁾。また、ほぼこれに同視しうる見解として、田畑茂二郎はつぎのようについて。「集団的自衛権という特殊な自衛権の観念は、国家間の特殊な連帯関係を前提として認められるものであつて、一国に対する攻撃が当然他の国に対する攻撃を意味するような特殊の連帯関係があることを予定するものといわなければならない。……単純な他国防衛のための権利とのみみるのは適当

でないであろう⁽¹¹⁾。また、高野雄一も集団的自衛権についてつぎのようにいう。「これは『固有』の文字にかかわらず、国連憲章でとくに認められた概念である。ある国が武力攻撃を受けた国または地域(条約区域)と密接な関係にあって、そのために、右の武力攻撃が自国に対する急迫した危険と認められる場合、攻撃を加えた国に反撃する権利である⁽¹²⁾」。

さらに、第三の見解は、集団的自衛権の法的性質を他国を防衛する権利と捉えるものであるが、この見解をとるケルゼンは、つぎのようにいう。「もし『集団的自衛』という言葉が、なんらかの意味をもつとすれば、それは、攻撃を受けた国家自身によって行使される防衛を意味するだけでなく、その援助にやってきた他国による防衛を意味することになる。後者の国家との関連では、『自』衛(self-defense)という言葉は、憲章五一条の文言としては……誤りである。集団的『自』衛(collective self-defense)によって意味されているのは、武力攻撃に対する集団的『防衛』(collective defense)なのである⁽¹³⁾。また、ブラウンリーは、つぎのように述べて、実質的にはこの立場を支持している。「不法な武力行使の対象となった第三国を救助する慣習上の権利あるいはより正確には権能がある。この権利を制裁と呼ぶか、集団的防衛と呼ぶか、それとも、集団的自衛権と呼ぶかは、……重要ではない⁽¹⁴⁾」。さらに、横田喜三郎もつぎのようにいう。「自衛」を英語ではself-defenseというが、フランス語ではlegitime defense、つまりは正当防衛のことをいい、刑法上、正当防衛によって防衛されるのは、自己の権利に限定されず、他者の権利の防衛も含まれる。「それと同様に、国際法上でも、単に自国に対する攻撃ばかりでなく、他国に対する攻撃がある場合に、その他国の国際法上の権利、たとえば、領土保全または独立を防衛することは、正当防衛であるといえることができる。……他国が攻撃された場合に、その攻撃を排除し、他国の権利を防衛するために、他国を援助することは、正当な防衛として、適法であるといえることができる。こうして、自衛は正当防衛と同じ意味で

あり、正当防衛のことにほかならないことがあきらかになれば、いわゆる集団的自衛は、実は集団的正当防衛にはかならないのであって、国際法上で正当であり、適法であるということになる¹⁵⁾。

集団的自衛権の法的性質をめぐる以上のような見解については、それぞれについて問題点が指摘されうるであろう。例えば、①説に対しては、あえて集団的自衛権という観念を独自に認める理由が薄弱とする批判がなされてきたし、また、自国が武力攻撃を現実を受けていないのに、受けたとみなして個別的自衛権を行使できるかという根本的疑問もある。しかも、この説をとった場合には、集団的自衛権も個別的自衛権の集団的共同行使なのだから、日本国憲法もそのような集団的自衛権の行使を認めているという議論につながりかねない。ちなみに、①説をとる大平は、つぎのように言っている。「集団的自衛の本質を個別的自衛権の同時行使だと概念すれば、国連憲章上も、また日本国憲法上もともに疑義なく承認されることになる。自衛の意思と能力のある加盟国が共同して共通の危険に対処する法構造が集団的自衛権である。間接の攻撃であっても、自国に対する直接の攻撃と同じく、直接に危険が感じられる場合には、その危険は現実には逼迫したものと認められ、自衛権の発動要件の「危険」ありと認定し得る¹⁶⁾」。このように拡大解釈されかねない①説を採用することは、国連憲章上も、また日本国憲法との関連でもできないといふべきであろう。

また、②説に関しては、これがほぼ学説上は多数説であり、また後述するように日本政府も一九七〇年代以降はほぼこれに近い見解を採用しているが、ただ、この見解の場合、他国に関わる自国の死活的利益 (vital interest) とは一体どのようなものを指しているのかが必ずしも明確ではないし、また自国と「密接な関係」にあるというのも、どういう場合にそのような関係があるといえるのかも必ずしも明瞭ではないと言いうる。この説もまた拡大解釈の可能性を内包しているといつてよいと思われる。

さらに、③の見解については、個人のレベルの正当防衛論を国家のレベルにそのまま援用してよいのかという疑問があるし、しかも他国を防衛する権利を広く認めた場合には、国連憲章が集団安全保障を基本としていて、集団的自衛権の行使は、あくまでも、例外的、限定的なものとしていくこととの整合性も問題となってくる。

このように集団的自衛権の性質に関しては、いずれの見解にも問題点が存しているが、それらが現実に行使されてきた実態を客観的に認識した場合には、それは、まさに③の「他国を防衛する権利」として援用されてきたことは認めざるを得ないように思われる。最上敏樹もいうように、「自らが攻撃されていないのに、あるいは攻撃される蓋然性がきわめて低いのに攻撃主体たる他国に反撃するということは、いわば『他国を防衛する権利』を有するというのに等しい⁽¹⁷⁾」からである。それを、自国に対する武力攻撃が迫っているとか、あるいは自国と密接な関係があるというようにして、武力行使を正当化することは、自衛権觀念の拡張的な使用、あるいは集団的自衛権の実態を覆い隠す役割を果たしているように思われるのである。集団的自衛権はまさにそのように「他国の防衛」の権利であることを冷静に認識した上で、そうであるからこそ、その容認については、抑制的、限定的でなければならぬということになってくるように思われる。

ちなみに、国際司法裁判所は、後述するニカラグア事件判決（一九八六年）で、基本的には、この③の見解を採用したうえで、被攻撃国が武力攻撃がなされたことを宣言し、かつ第三国に対して支援の要請がなされることという二つの要件を付すとともに、集団的自衛権の行使は、「最も重大な形態における武力行使」（＝武力攻撃）がある場合に限られ、「より重大でない形態の武力行使」（＝武力攻撃に至らない武力行使）については、集団的自衛権の行使はできず、「均衡の取れた対抗措置」がとれるにすぎないとした⁽¹⁸⁾。これも集団的自衛権の行使に関する一つの抑制的な見解ということができるように思われる。

(3) 集団的自衛権と集団安全保障の関係

集団的自衛権が、国連憲章全体の中でどのような位置づけをされているのか、とりわけ国連憲章が採用している集団安全保障との関係でどのように捉えられるかについても、従来からいくつかの異なった見解が出されてきた。それら見解は、ごく大ざっぱに分ければ、①異端説、②補完説、そして③折衷説とに分かれる。これらのうち、まず、①説は、集団的自衛権は、国連憲章の集団安全保障システムにとっては元来異端的なものであるとするものであり、これに対して、②説は、集団的自衛権は集団安全保障システムが機能しない場合の補完的なものとするものである。そして、③説は、集団的自衛権と集団安全保障の関係は両側面をもつとするものである。

まず、①説は、集団安全保障の発想と集団的自衛権の発想の違いを強調して、国連憲章は前者の考え方を基本的に採用したことを強調する。この説によれば、集団安全保障の考え方は、本来、対立関係にある国家をも含めて多数の国家が互いに武力行使を慎むことを約束し、その約束をいずれかの国家が破って他国を侵略した場合には、それ以外のすべての国が共同して戦い、侵略行為をやめさせることにする安全保障の制度である。国連憲章が採用した安全保障の方式は基本的にこのようなものである。これに対して、集団的自衛権の考え方は、相互に密接な関係にある国家同士が、外部に敵を想定して、多くの場合には軍事同盟を結んで、外敵に備えて、外敵からの攻撃があった場合には、共同して対処しようとするものである。このように両者の発想は原理的に異なるものであり、集団安全保障の発想からすれば、集団的自衛権は、異端的なものとなる。例えば、最上敏樹はつぎのようについて、「個別の自衛権のほうは、世界の現実をにらんで必要やむを得ず盛り込まれた、憲章二条四項の例外をなす規定だったと言つてよい。だが集団的自衛権のほうは、部分的には憲章二条四項の例外規定でもあるものの、軍事同盟を容認するものである点において、国連の根幹ともいふべき集団安全保障体制に背馳するものでもあったのである」⁽¹⁹⁾。

これに対して、②説をとる横田喜三郎は、つぎのようにいう。「集団的保障が確立していれば、集団的自衛は必要がない。集団的保障が十分に確立していない場合に、それを補うものとして、集団的自衛が必要になる。現在では、集団的保障が十分に確立していないために、集団的自衛の必要がある。集団的保障として、現在では、国際連合がもつとも重要なものである。……しかし、安全保障理事会は、大国の拒否権のために、有力な活動をすることができない。……こうして、集団的保障の機構としては、かなり大規模の、高度のものができているにもかかわらず、実際には活用されていない。つまり、集団的保障が十分に確立していない。そこで、これを補うものとして、最近には、集団的自衛に重きを置かれ、それがしだいに発達しようとしている」⁽²⁰⁾。

さらに、③の折衷説をとる高野雄一は、集団的自衛権は、集団安全保障を補完する積極面とそれと矛盾対立する消極面との「功罪」があるとして、つぎのようにいう。「集団的自衛権は、集団保障体制の下においてありうべき突然の侵略、武力攻撃に対して、国家の安全を個別的に維持し、集団保障の機能を補充する役割を果たす」。他方で、「国際連合の下における地域的集団保障機構は、集団的自衛権と結合することによって、政治情勢のいかんによって、同盟的性格を発揮しうる法的基礎を十分にもつことになった。これは、国際連合の否認した同盟対同盟の対抗を公然と認める結果にもなる。国際連合成立後の現実政治は、不幸にして国際連合をこの方向に導いているといわざるをえない」⁽²¹⁾。

以上のような見解の相違について、私見を述べれば、①説をとることが集団安全保障の理念に照らしても、また集団的自衛権の運用実態を踏まえても、妥当なものと思われる。まず、理念的にみた場合に、集団安全保障と集団的自衛権とが理念的に異なった考え方に基づいていることは明らかであろう。集団安全保障が外部に仮想敵を想定しないで、対立関係にある国家をもその内部に含めて全体として互いに武力行使を禁止して安全を保障していこう

とする考え方であるのに対して、⁽²²⁾ 集団的自衛の考え方は、多くの場合外部に仮想敵を想定して、その仮想敵が自国または自国と同盟関係にある国を攻撃してきた場合に共同して侵略に対処することによって安全を保障していることとするものである。集団安全保障の考え方は、かつての軍事同盟による安全保障の考え方が破綻したことを踏まえて構想されたのであるが、⁽²³⁾ 集団的自衛権の考え方は、かつての軍事同盟の考え方と類似し、むしろそれを再現させようとするものといってもよいのである。しかも、現実に、集団的自衛権がどのように運用されてきたかをみてみた場合には、その多くが、国際の平和を確保するという国連の理念とは離れて、大国の小国に対する軍事介入を正当化する役割を果たしてきたことは否定しがたいと思われる。以下には、そのことを具体的な運用事例に即してみていることにする。

二 集団的自衛権の運用実態

国連憲章五一条で規定された集団的自衛権が第二次大戦後において援用されてきた事例は細かなものを含めるとそれなりの数に上るが、⁽²⁴⁾ 以下には主要なものだけを挙げることにする。これらの事例をみただけでも、集団的自衛権の多くは大国の小国に対する軍事介入の口実に用いられ、国際の平和のためには役立ってはこなかったことが明らかになると思われる。

(一) アメリカのベトナム侵攻(一九六五年)

これは、アメリカが一九六五年に集団的自衛権の行使を理由として北ベトナムを攻撃して、ベトナム戦争に全面的に介入した事例である。ベトナムにおいては、一九五四年にベトナムの南北統一の選挙を実施することなどを内

容とするジュネーブ協定が結ばれたが、その後北ベトナムでは社会主義的な改革が進められ、また南ベトナムはアメリカの経済軍事支援を受けて、両者は対立を深めて、統一選挙の実施が困難な状況に陥っていた。しかも、南ベトナム内には、民族解放戦線が結成されて、政府軍との間に内戦状態が始まっていた。アメリカは、この内戦が北ベトナム政府の指令によるものであるとしてサイゴン政権に軍事援助を強めたが、一九六四年に米艦船と北ベトナム艦船とが交戦するいわゆるトンキン湾事件が発生したことを契機として、翌一九六五年には北爆を開始して、全面的なベトナム戦争に突入していった。

アメリカが、北ベトナムに対する武力攻撃を正当化した理由は、概ねつぎのようなものであった。①北ベトナムから南ベトナムに対する武力攻撃があり、数千の武装兵士や軍用品などによる侵攻があった。②南ベトナムは、国際的に独立した国際団体として約六〇カ国によって認められている。南ベトナムは独立国家として認められていると否にかかわらず、自衛権を有している。③南ベトナム政府は、南ベトナムを防衛するために援助することをアメリカに要請してきたので、アメリカは、憲章五一条の集団的自衛権を行使した。④アメリカは、また、S E A T O (東南アジア条約機構) 集団防衛条約に基づいても、南ベトナム政府の要請によって集団的自衛権の行使ができた。²⁵⁾

しかし、このような主張に対しては、つぎのような反論が出されたし、これらの反論は、基本的に正当なものであった。①南ベトナムは、ジュネーブ協定において独立した国家とは認められていない。単一国家として認められているのは、南北を含めたベトナムである。従って、北ベトナムからの侵攻は、外部の国からの武力攻撃とはいえず、むしろ内戦である。②そのような内戦において、外部の国が軍事介入をして北ベトナムに対して武力攻撃を行うことの国際法上の根拠はない。③北ベトナムのゲリラなどによる南ベトナムに対する介入は、国連憲章五一条で

いう武力攻撃とまではいえない。④南ベトナム政府は、アメリカのいわば傀儡政権であった。したがって、そのような傀儡政権による集団的自衛権行使の要請は、有効な要請とはみなし得ない。⑤アメリカの南ベトナムでの軍事的プレゼンスは、ジュネーブ協定を妨害しないとすするアメリカの約束を侵害するものである。⁽²⁶⁾

アメリカは、ベトナム戦争において枯れ葉剤などの生物化学兵器を使い多数の死者を出したが、国際世論の強い批判も受けて、一九七三年にはベトナムから全面撤退することで、ベトナム戦争は終結した。集団的自衛権が悪用された典型的な事例であったといえよう。

(2) ソ連のチェコスロバキア侵攻(一九六八年)

これは、チェコスロバキアにおけるいわゆる「プラハの春」に対してソ連が集団的自衛権を口実として軍事侵攻した事例である。一九五六年のフルシチョフによるスターリン批判は東欧諸国にも徐々に影響を及ぼし、一九六七年には、チェコで、共産党第一書記のドブチェックによる共産党批判がなされた。これを契機として、知識人や民衆も旧来のスターリン主義の批判を行い、「二千語宣言」が出されたりして民主化への動きが加速した。こうしていわゆる「プラハの春」が到来したが、しかし、それに対してソ連は、チェコの動きは社会主義制度の崩壊をもたらすものとして批判し、ドブチェックがそれに従わないと知ると、一九六八年八月には、ソ連などの戦車隊が大挙してプラハを占領して、チェコを軍事的に制圧した。⁽²⁷⁾

このような軍事侵攻について、ソ連は、チェコ政府による要請に基づき、ワルシャワ条約機構の国々による集団的自衛権の行使であるとして正当化を図ろうとしたが、⁽²⁸⁾しかし、チェコの政府や国民議會は、そのような要請をしたことを否認した。しかも、そもそも、外部の国からのチェコに対する武力攻撃は存在していなかったため、集団

的自衛権行使の前提要件も欠いていた。国際社会は、ソ連の軍事侵攻を批判し、安保理事会はソ連を非難する決議案を審理したが、それはソ連の拒否権にあって採択されなかった。

(3) ソ連のアフガニスタン侵攻(一九七九年)

一九七九年一二月にアフガニスタンで、アミン政権に対するクーデタが発生して、アミン政権は崩壊して、代わってカルマル政権が誕生した。しかし、このクーデタはソ連の軍事介入によって行われたものであった。ソ連は、その軍事介入をアフガニスタン政府からの要請に基づき、またソ連アフガニスタン友好善隣協力条約に基づき集団的自衛権の行使として行つたと説明したが、しかし、この要請は、ソ連の傀儡政権によるものであったし、またアフガニスタンに対する外部の国による武力攻撃は存在していなかった。このようなソ連の軍事介入に対して、アメリカをはじめとして国際社会は非難の声を上げ、国連総会は、一九八〇年一月に「アフガニスタンからの全外国軍隊の撤退要求」決議を大多数の賛成で可決した。安保理事会でも、「外国軍隊の無条件撤回」を内容とする決議案が提案されたが、ソ連の拒否権にあって、採択されなかった。⁽³⁰⁾この事例においても、集団的自衛権は、大国の小国に対する軍事介入の口実に用いられたのであった。

(4) アメリカのニカラグア侵攻(一九八一年)

一九七九年七月に、ニカラグアではサンデニスタ政権が誕生した。アメリカは当初はこの政権と友好的な関係をもっていたが、一九八一年に発足したレーガン政権は、サンデニスタ政権がエルサルバドルなどの隣国の反政府ゲリラに対して武器弾薬の援助を行つたりしていることなどを理由として、サンデニスタ政権に反対する武装勢力(コ

ントラ)を援助するとともに、アメリカ自身も、ニカラグアの港湾に機雷を設置したり、港湾施設、海軍基地などを攻撃した。これに対して、ニカラグアは、一九八四年に国連安保理事会に非難決議案を提出したが、アメリカの拒否権にあつて採択されなかつたので、国際司法裁判所に提訴した。管轄権をめぐるアメリカ政府の異議申し立てを退けて、⁽³¹⁾国際司法裁判所は本案審理を行ったが、その審理において、アメリカは、ニカラグアから侵略を受けているエルサルバドルなどからの要請に基づいて軍事介入を行ったのであり、それは、集団的自衛権の行使として正当化されると主張した。

これに対して、国際司法裁判所は、一九八六年にアメリカの行為は集団的自衛権の行使の要件を欠くという判断を示した。⁽³²⁾国際司法裁判所によれば、集団的自衛権の行使が認められるためには、基本的に二つの要件が必要である。第一は、非攻撃国が武力攻撃をなされたことを宣言することであり、第二は、被攻撃国から第三国に対して支援の要請がなされるということである。さらに、国際司法裁判所は、集団的自衛権の行使が認められるのは、最も重大な形態における武力行使がなされた場合に限られるとした。そして、このような基準を本件事件に当てはめて、エルサルバドルなどが武力攻撃を受けていることを宣言し、アメリカに軍事援助の要請をしたのは、アメリカの軍事介入のあとであり、軍事介入の時点ではそのような要請はなかつたと判定した。また、たしかに、ニカラグアによるエルサルバドルなどの反政府勢力に対する武器弾薬などの援助はなされていたが、しかし、武力攻撃がなされていたわけではなかつた。したがって、かりにエルサルバドルからアメリカに対する軍事介入の要請がなされたとしても、アメリカは、集団的自衛権の行使をすることはできないとした。

(5) 湾岸戦争における米国などの軍事介入(一九九一年)

一九九〇年八月にイラクはクウェートに軍事侵攻を行った。クウェートが元来イラクの領土であったといった主張が表向きなされたが、根本は石油をめぐる争いであった。これに対して、アメリカは安保理事会でイラク非難決議を採択するように働きかけ、安保理事会は、イラクのクウェートからの撤退要請決議(六六〇)や経済制裁決議(六六一)を行ったが、さらに一九九〇年一月には、イラクがクウェートから翌九一年一月一日までに無条件撤退しない場合には、「国際の平和と湾岸地域の安全を回復するためにあらゆる必要な手段を行使する」旨の決議(六七八)を採択した。⁽³³⁾この期限が切れると共に、アメリカなどのいわゆる多国籍軍はイラクに軍事攻撃を開始し、イラクを軍事的に制圧した。二月二十七日にはブッシュ大統領が戦争終結を宣言し、フセイン大統領も、二月二十八日には停戦を決定した。

この湾岸戦争においては、上記安保理決議六六一が、クウェートに対するイラクの武力侵攻に対しては憲章五一条が規定する個別的又は集団的自衛権の行使ができる旨を認めていたこともあって、クウェートは決議六六一の後でアメリカなどに援助を要請した。⁽³⁴⁾そして、そのような要請をも踏まえて、アメリカなどの多国籍軍が集団的自衛権の行使としての意味をも伴ってイラクへの軍事攻撃を行った。いわば安保理の「お墨付き」の下での集団的自衛権の行使となったのである。

しかし、このような多国籍軍の軍事介入に関しては、いくつかの疑問が指摘されてきた。⁽³⁵⁾まず第一は、アメリカなどが中東問題についてとったダブル・スタンダードの対応である。安保理事会は、イスラエルがパレスチナ地域を不法占拠してきことに対してパレスチナからの撤退決議(二四二、三三八など)を繰り返し行ってきたが、イスラエルはそれらを無視してきた。にもかかわらず、安保理やアメリカなどはイスラエルに対して武力制裁はもちろ

んのこと、経済制裁もしてこなかった。ところが、イラクに対しては、経済制裁決議の効果が出始めていたにもかかわらず、一九九一年一月一五日の直後にアメリカは空爆に踏み切ったのである。このような対応は、あきらかにダブル・スタンダードであり、国連憲章の定める紛争の平和的解決の原則に照らしても疑問があったと思われる。第二に、国連憲章五一条は、集団的自衛権の行使を「安保理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」において暫定的に認めているにすぎず、したがって、安保理事会が一連の決議を行った段階では、集団的自衛権の行使はできなかつたはずである。たしかに、安保理決議六六一は、集団的自衛権の行使を認めていたが、そのような決議自身が、国連憲章五一条の趣旨には合致しないものであったように思われる。しかも、安保理決議六七八は、必ずしも憲章四一条などの強制行動を明示的に義務づけていたわけではなかつたのである。³⁶⁾第三に、多国籍軍が行った軍事攻撃は、集団的自衛権の行使に必要とされる均衡性を著しく逸脱したものであつた。ちなみに、グリーンピースが発表した報告書によれば、湾岸戦争における死者の数は、多国籍軍の兵士などが四八〇人、クウェート人が二千人から五千人であるのに対して、イラクの兵士や市民などの死者は一六万人から二一万人にのぼるとされた。同報告書が、「これは戦争ではなく、大量虐殺である」と述べたことは、必ずしも誇張ではなかつたし、また元米国司法長官のラムゼー・クラークが国際戦犯法廷を開催してブッシュ大統領に有罪判決を言い渡したのも決して理由のないことではなかつたのである。³⁸⁾

(6) NATO諸国のアフガニスタン攻撃(二〇〇一年)

二〇〇一年九月一日にアメリカで起きた同時多発テロ事件は、世界中に大きな衝撃を与えた。アメリカは、その犯人グループは、オサマ・ビンラディンに率いられるアルカイダであるとして、アルカイダをかくまっていると

されるアフガニスタンのタリバン政権に対してアルカイダの引き渡しを求めた。そして、それが受け入れられないことを理由として、アメリカは、アフガニスタンに対して自衛権の行使を根拠にして武力攻撃を行った。そして、そのようなアメリカの武力攻撃に協力する形でイギリスなどのNATO諸国も、集団的自衛権の行使を理由としてアフガニスタンに対する武力攻撃に参加した。

このようなアフガニスタンに対する武力攻撃に関しては、まず第一に、そもそもアメリカは同時多発テロ事件に対する自衛権の行使を理由としてアフガニスタンに対する武力攻撃を行うことができるかどうかが問題となった。アルカイダが同時多発テロ事件の犯人だったとしても、当時アフガニスタンを実効支配していたタリバン政権はアルカイダとは別個の政府であったのであり、したがって、かりにタリバン政権がアルカイダをかくまっていたとしても、そのことを理由としてアフガニスタンに武力攻撃を行うことは、自衛権の行使としては見当違いであったと言わざるを得ないと思われる。そうであるとするれば、第二にそのようなアメリカの行動に対して、NATO諸国が集団的自衛権の行使を行うことも、国連憲章上の根拠を欠いた不法な武力行使であったと言わざるを得ないと思われる。³⁹このようなアメリカのアフガニスタンに対する武力攻撃やそれと呼応してNATO諸国によって行われた集団的自衛権の行使は、その後の、いわゆる「対テロ戦争」を泥沼化させ、欧米諸国とイスラム諸国との友好的な関係の維持確立に大きな障害をもたらしたように思われる。

以上、集団的自衛権という名の下の行使されてきた武力行使の主要な事例をごく簡単に検討してきたが、以上によっても明らかのように、集団的自衛権は、その大多数において大国が小国に対する軍事介入を正当化するための口実として用いられてきたといつてよいと思われる。それは、国際の平和のために役立ってきたのかといえ、むしろ、真の意味での国際平和の確立を阻害する役割を果たしてきたように思われる。クリスティヌ・グレイも、

二〇〇〇年までの集団的自衛権の行使実例を概観して、「第二次大戦後における集団的自衛権に関するすべての国家実行 (all the state practice) は、異論の多々 (controversial) ものであった」と述べているが、蓋し妥当な見解といつてよいであろう。そして、このような見解は、二〇〇〇年以降の集団的自衛権の行使についても、基本的には妥当するものと思われる。

III 日本政府の集団的自衛権論の展開

一 日本国憲法制定直後における集団的自衛権論

日本国憲法の制定議会やその直後においては、政府は、個別的自衛権についても、憲法九条の下では実質的に放棄しているという見解をとっていた。たとえば、憲法制定議会において、吉田首相は、つぎのように答弁していた。⁽⁴¹⁾

「戦争抛棄に関する本案の規定は、直接には、自衛権を否定はして居りませぬが、第九条二項に於て一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も抛棄したものであります」。「近年の戦争は多くは国家防衛権の名に於て行われたることは顕著なる事実であります。故に、正当防衛権を認むることが偶々戦争を誘発する所以であると思ふのであります」(傍点・引用者)。

このような政府見解の下においては、集団的自衛権の保有・行使は基本的に問題にならなかったといつてよい。それでも、国連憲章が集団的自衛権を規定していたので、国会でも、いずれかの時点ではなんらかの形で議論になることは不可避であった。そして、もっとも早い時点で集団的自衛権が国会で議論とされたのは、一九四九年一二

月二一日であるとされている。この日、衆議院外務委員会で西村熊男外務省条約局長は、つぎのように答弁している。⁽⁴²⁾

「この集团的自衛権というものが国際法上認められるかどうか、ということとは、今日国際法の学者の方々の間に非常に議論が多い点でございまして、私ども実はその条文(Ⅱ国連憲章五一条)の解釈にはまったく自信を持っておりません。大多数の先生方は、大体自衛権というものは、国家がそれ自身本来の権利として持つものであつて、何もそれは集团的の国家群としてあるような性質のものではないので、否定的に考える向きが多うございませぬ。」(傍点・引用者)。

これによれば、この時点では、政府も、集团的自衛権についてはなんら明確な見解を持っていなかったことがわかる。政府のこのような立場は、翌一九五〇年二月の吉田首相の答弁でも維持されている。同年二月三日の衆議院予算委員会で中曾根康弘議員が「集团的自衛権を認めるか」と質問したのに対して、吉田首相は、「当局者としては、集团的自衛権の実的な形を見た上でなければお答えができません」と回答を留保したのである。⁽⁴³⁾このような政府見解に変化が生じるのは、一九五一年以降である。

二 旧日米安保条約の時期(一九五一年～一九五九年)における集团的自衛権論

一九五〇年六月に朝鮮戦争が勃発して、アメリカは、日本と片面講和を結ぶ方針を固めて、それと合わせて日米安保条約を取り結ぶことにした。そして、集团的自衛権がこれらの条約ではじめて規定されることになった。

まず、対日平和条約(一九五一年九月八日)五條(c)は、「連合国としては、日本国が主権国として国連憲章五一条に掲げる個別的又は集团的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集团的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する。」と規定し、合わせて同条約六条は、「外国軍隊の日本国の領域における駐屯又

は駐留を妨げるものではない」と規定した。ここに、初めて条約上、日本も国連憲章五一条が定める集団的自衛権を有することが定められたのである。そして、対日平和条約と同時に締結された旧日米安保条約（一九五一年九月八日）は、その前文でつぎのように規定した。「平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国連憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。」（傍点・引用者）。

上記前文では、「これらの権利の行使として、日本国は……」と書かれていて、あたかも日本が集団的自衛権の行使ができるかのように読める規定になっている。しかし、このような条文の意味については十分な吟味はなされないままに旧安保条約は締結されたので、これによって日本が集団的自衛権を行使できることを明示的に認めたのかどうか、またそこというところの集団的自衛権はどのような意味をもつのかについては不明確なままであった。せいぜいその意味するところは、この条約によって、日本は、アメリカ軍の駐留を希望するということであつたようにみえる。

具体的に国会審議で集団的自衛権が問題となつたは、一九五一年一月七日の参議院の平和条約等特別委員会においてである。そこで、岡本愛祐議員が、平和条約によって日本も集団的自衛権を持つてることが認められているので、朝鮮戦争に警察予備隊を派遣してくれという要請がなされた場合に日本としてどうするのかと質問したので、西村熊男条約局長は、つぎのように答弁した。⁴⁴⁾

「日本は、独立国であるから、集団的自衛権も、個別的自衛権も、完全に、もつわけである。ただし、憲法九条により日

本は自発的にその自衛権を行使する最も有効な手段である軍隊は一切持たないということにしている。また交戦者の立場にも立たないということにしている。だから我々はこの憲法を堅持するかぎりはこの懸念のこと(＝朝鮮半島に警察予備隊を出すようなこと)は断じてやってはいけない。」(傍点・引用者)。

旧安保条約が日本に対して「自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負う」と規定したことに伴い、日本は、一九五二年には警察予備隊を保安隊に改組し、ついで一九五四年には、保安隊をさらに改組して自衛隊を創設することになった。ただ、参議院は、自衛隊法の承認と合わせて「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」を行って、創設される自衛隊は海外出動は一切行わない旨の決議を採択した。このような自衛隊の創設と相前後して、集団的自衛権の問題も改めて浮上してくることになる。一九五四年六月三日衆議院外務員会で下田武三条約局長は、つぎのように答弁した。⁽⁴⁵⁾

「現憲法下において外国と純粹の共同防衛協定、つまり日本が攻撃されれば相手国は日本を助ける、相手国が攻撃されたら日本は相手国を助ける、救援に赴くという趣旨の共同防衛協定を締結することは現憲法下において不可能であろう。」「集団的自衛権、これは換言すれば共同同盟または相互安全保障条約あるいは同盟条約ということでありまして、つまり自分の国が攻撃されもしないのに、他の締約国が攻撃された場合に、あたかも自分の国が攻撃されたと同様にみなして自衛の名において行動するということは、一般の国際法からはただちに出てくる権利ではございません。」「まだ一般的の確立した国際上の観念ではございません。特別の説明を要して初めてできる観念でございますから、現憲法のもとにおいては集団的自衛という、ことはなし得ない。」(傍点・引用者)。

これによって、政府答弁としては、初めて明確に集団的自衛権の行使が許されないとした。もともと、この答弁においても、禁止される集団的自衛権行使の意味とか、それが具体的にどのような憲法上の根拠に基づいて禁止さ

れるのかについては必ずしも明らかではなかった。その点が国会で激しく議論されることになったのが、いわゆる「六〇年安保国会」である。

三 「六〇年安保国会」における集団的自衛権論

旧日米安保条約は、いわゆる「内乱条項」に示されるように対米従属的性格が強いものであったので、日本政府にとつてはやがては是正されてしかるべきものであった。他方で、アメリカにとつても、その片務的性格は、「継続的かつ効果的な自助及び相互援助」を定めたバンデンバーグ決議（一九四八年⁽⁴⁶⁾）に照らしても日本の国力の回復にもなつてやがては是正されるべきものであった。ただ、具体的にどのような改定がふさわしいかについては、日米双方の間で必ずしも意見の一致がすぐにはみられなかった。例えば、アメリカ側が当初提案した案には、「太平洋において他方の行政管理下にある領域又は地域に対する武力攻撃が自国の平和と安全を危うくするものであると認め、自国の憲法上の手続きに従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する」という条項もみられたが、⁽⁴⁷⁾このような条項は憲法上の制約からしても日本政府が到底受け入れられるものではなかった。

かくして、日米双方の妥協の産物として調印されたのが、新安保条約であったが、同条約は、まず前文で「両国が国連憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し」とうたった上で、第五条では、「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃」が加えられた場合には、日米両国が憲法上の規定及び手続にしたがつて「共通の危険に対処する」ことを定め、また、第六条では、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」に米国軍隊が日本に基地を設置することができる旨を定めた。新安保条約は、一九六〇年一月一九日に調印され、国会での審議に付されたが、このような条

約に関しては、国会の内外で激しい論議が交わされた。「六〇年安保国会」と言われた所以である。そして、そのような論議の中心の一つが、集団的自衛権をめぐる議論であった。

ただ、この「六〇年安保国会」における集団的自衛権に関する政府答弁は、集団的自衛権の意味についても、また理論的な根拠付けについても、必ずしも明確で統一のとれたものではなかった。例えば、岸首相のつぎのような答弁は、集団的自衛権という言葉には広義と狭義があるとし、集団的自衛権行使の全面否定では必ずしもなかった。⁽⁴⁸⁾

「実は、集団的自衛権という觀念につきましては、……広狭の差があると思います。しかし、問題の要点、中心的な問題は、自国と密接な関係にある他の国が侵略された場合に、これを自国が侵略されたと同じような立場から、その侵略されておる他国にまで出かけていってこれを防衛するということが、集団的自衛権の中心的な問題になると思います。そういうものは、日本憲法においてできないことは当然であり(ます)。」(一九六〇年二月一日)(傍点・引用者)。

また、岸首相は、つぎのように典型的な集団的自衛権は持っていないという言い方もした。⁽⁴⁹⁾

「集団的自衛権というものの最も典型的に考えられておる点については、日本の憲法は持っておらない。しかし、集団的な自衛権というものをそれに限るということに全部意見が一致しているわけではない。しかし、その本質的な、典型的なものは日本の憲法においては、これは持たない」(一九六〇年三月三一日)(傍点・引用者)。

さらに、赤城宗徳防衛庁長官は、つぎのように答えて、集団的自衛権の「本来の行使」とそうではないものとを区別する言い方をした。⁽⁵⁰⁾

「日本が集団的自衛権を持つといつても、集団的自衛権の本来の行使というものは、できないのが、憲法第九条の規定だと思います。……たとえばアメリカが侵害されたというときに、安保条約によって日本が集団的自衛権

を行使してアメリカ本土へ行つて、そうしてこれを守るといふような集団的自衛権、かりに考えますならば、日本はそういうものは持つておらないわけであります。でありますので、国際的に集団的自衛権といふものは持つておるが、その集団的自衛権といふものは日本の憲法第九条において非常に制限されておる。(傍点・引用者)。

この「六〇年安保国会」においては、新安保条約第五条に基づいて在日米軍基地に対する攻撃がなされた場合に日本が武力行使を行うことが集団的自衛権の行使に当たるとかどうかも論議された。この点についての政府見解は、つぎのように、集団的自衛権の行使には当たらないといふものであつた。⁽⁵¹⁾

「在日米軍の攻撃といふものは、必ず日本の領土、領海、領空に対する武力攻撃でありますから、日本としては、あくまでも日本の施政下にある領土に対する武力攻撃があつた場合として、個別的自衛権の発動によつてこれに対処する、これでもつて、必要にして十分な説明のつくものである、かように思います。」

しかし、このような答弁については、国際法学者から鋭い批判が提示された。たとえば、田畑茂二郎は、つぎのように批判した。「新安保条約第五条に規定されているように、米軍基地が外国によつて武力攻撃をうける場合、その防衛のために軍事行動を起すことは、たとえその基地が日本領域内に位置していても、かならず常に日本の自衛権(＝個別的自衛権)の発動になるとはいえない。日本に実害が生じ、したがつて、日本自身にとつても自衛権の発動とみうる場合もあるであろうが、しかし、そうでない場合も当然あるといわなければならない。この後の日本の行動を強いて自衛権によるものといおうとするならば、いわゆる集団的自衛権の觀念によつて説明するよりほかないであろう」。⁽⁵²⁾

これと同じ批判は、その後、憲法学者からもなされたが、政府は、アメリカとの関係では安保条約第五条によつて日本が在日米軍基地を防衛するのは集団的自衛権の行使として理解されるとしつつも、国内向けにはあくまでも個

別的自衛権の行使ということで押し通したのである。⁽⁵⁴⁾

四 一九七〇年代以降における政府見解の確立と定着

(1) 一九七二年の政府見解

日米安保条約は、第一〇条で一〇年間の固定期限を定め、一〇年間の経過した後は、いずれか一方が廃棄を通告した場合には、その一年後には終了するものと定めた。その一〇年間の固定期限が一九七〇年に切れるのに先立って、日米両国政府は、六〇年安保闘争の再現を恐れて安保条約の自動延長を決めた。そして、そのことを明らかにした一九六九年一月の日米共同声明は、一方では沖縄の一九七二年の返還をうたうとともに、他方では、韓国や台湾の安全は日本の安全にとっても緊要であるといわゆる「韓国・台湾条項」を盛り込んだ。⁽⁵⁵⁾このような安保体制の新たな動向に対しては国民の間からも少なからざる批判が出されたので、日本政府は、集団的自衛権についても、より明確な対応をすることを迫られた。そのような対応の一環として政府が、一九七二年一〇月一四日に国会に提出したのが、つぎのような集団的自衛権に関する「資料」であった。少し長いが、全文を引用すると、以下の通りである。⁽⁵⁶⁾

「国際法上、国家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有するものとされており、国連憲章第五一条、日本国との平和条約第五条(c)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソビエト社会主義共和国連邦との共同宣言第二段の規定は、この国際法の原則を宣明したものである。そして、わが国は、国際法上右の集団的自衛権を有していることは、主

権国家である以上、当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを使用することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであって許されないと立場にたっているが、これはつぎのような考え方に基づくものである。

憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が、……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第二三条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していいことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないであつて、それは、あくまでも国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で、武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」(傍点・引用者)。

この政府見解の中で、政府は「従来から一貫して」集団的自衛権の行使はできないとしてきたと述べている点は、

必ずしも正確な言い方ではないことは、上述したところからも明らかであろう。ただ、いずれにしても、これによって、集団的自衛権に関する政府の見解の土台は、ほぼ確立したといつてよい。

ところで、日米安保体制は、一九七〇年代後半になると軍事協力を具体的に強化する指針が打ち出されることになる。一九七八年一月の「日米防衛協力のための指針」(旧ガイドライン)の策定がそれである。この「指針」では、①侵略を未然に防ぐための態勢、②日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等と並んで、③「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力」についても研究をすることが定められた。⁵⁷⁾しかし、これは、安保条約上では想定されていないことであり、集団的自衛権の行使を視野に入れたものではないかという批判が出された。他方で、政府は一九七八年には有事法制研究にも着手する旨を明らかにし、これをめぐる論議も国会の内外で展開されてくることになる。そのような論議の中で、政府としてはあらためて集団的自衛権についての見解を明らかにすることを求められた。そのような中で出されたのが、一九八一年の政府見解である。

(2) 一九八一年の政府見解

一九八一年五月二九日の政府見解は、稲葉誠一議員の質問書に対する政府の答弁書として出されたものであるが、それは、以下のように、一九七二年の政府見解を基本的に踏襲し、簡略化したものである。⁵⁸⁾

「国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利を有しているものとされている。我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下に

おいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。」この政府見解が、その後も基本的には維持されてきたといつてよい。その後は、この基本見解を踏まえた上で、憲法上行使できない集団的自衛権の範囲を狭める解釈論が展開されてきたのである。たとえば、一九八三年三月一五日には、いわゆるシーレーン防衛に関する以下のような政府見解が出された。⁽⁵⁹⁾

「わが国に対する武力攻撃が発生し、わが国が自衛権を行使している場合において、わが国を攻撃している相手国が、わが国向けの物資を輸送する第三国船舶に対し、その輸送を阻止するために無差別に攻撃を加えるという可能性を否定できない。そのような事態が発生した場合において、……自衛隊がわが国を防衛するための行動の一環として、その攻撃を排除することは、わが国を防衛するための必要最小限のものである以上、個別的自衛権の行使の範囲に含まれる」。

これは、従来の政府見解からは一步はみ出したものであったが、それでも、一九八一年の集団的自衛権に関する政府見解は基本的に維持した上でその範囲を限定的に捉えようとするものであった。

五 冷戦終結後の集団的自衛権論——「一体化」論による限定論——

一九九一年のソ連の崩壊とともに、第二次大戦後長い間続いた東西冷戦は終結したが、それと相前後して起きた湾岸戦争は、冷戦終結後においても新たな武力紛争が発生することを示した。そして、この新たな紛争への対処のために、日本では「国際貢献論」が唱えられて、自衛隊の海外出動が始まることになる。一つは、国連のPKO活動への参加であり、あと一つは日米安保体制の「再定義」による海外での対米軍事協力の拡大である。一九九七年

の日米防衛協力のための指針(日米新ガイドライン)は、そのことを「指針」という形で示したが、これに基づいて一九九九年には周辺事態法が制定され、また、二〇〇一年の九・一一事件に際してはテロ対策特措法が制定され、さらにアメリカの対イラク戦争に際してはイラク特措法が制定されて、対米軍事協力が積極的に行われることになった。これらの軍事協力に關しては、集団的自衛権の行使に踏み込むとの批判が少なからず出されてきたが、政府は、従来の集団的自衛権解釈を踏まえつつも、「一体化」論を前面に打ち出して、それらの対米軍事協力は、憲法が禁止した武力行使には該当せず、したがって集団的自衛権の行使にもあたらないとした。

(1) 政府の「一体化」論

もつとも、「一体化」論自体は、すでに冷戦時代の政府見解の中にも見出されるものであった。たとえば、すでに一九五九年の段階で、政府はつぎのように答弁していた。⁽⁶⁰⁾

「経済的に燃料を売るとか、貸すとか、あるいは病院を提供するとかということとは軍事行動とは認められませんが、そういうのは朝鮮戦争の際にも日本はやっておるわけでありまして。こういうことは日本の憲法上禁止されないとすることは当然だと思えます。しかし極東の平和と安全のために出動する米軍と一体をなすような行動をして補給業務をすることは、これは憲法上違法ではないかと思えます」(傍点・引用者)。

ただ、この時期においては、自衛隊の海外出動はなされておらず、議論そのものが一般論としてなされていたが、冷戦終結後においては、「一体化」論は自衛隊のPKO参加やテロ対策特措法などにおける対米軍事協力との関係でより具体的現実に論じられてくることになる。また、上記の政府見解では、「補給業務」は「一体化」に該当するとされていたのが、テロ対策特措法などでは「一体化」には該当しないとされて、その範囲がより限定されて

くることになる。ちなみに、冷戦終結後において「一体化」論について政府のまとまった基準を打ち出したのは、一九九六年五月二二日のつぎのような政府答弁である。⁽⁶¹⁾

「各国軍隊による武力の行使と一体となるような行動に該当するか否かは、一つ、戦闘行動が行われている、または行われようとしている地点と当該行動の場所との地理的關係、二つ、当該行動の具体的内容、三つ、各国軍隊の武力行使の任にあるものとの關係の密接性、四つ、協力しようとする相手方の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘案して個々具体的に判断されるべきである」。

政府は、さらに一九九七年一月二七日にも「一体化」論についてつぎのような見解を明らかにした。⁽⁶²⁾

「いわゆる一体化論と申しますのは、我が国に対する武力行使がない、武力攻撃がない場合におきまして、仮に自らは直接武力の行使に当たる行動をしていないとしても、他のものが行う武力の行使への関与の密接性などから、我が国も武力行使をしたという法的評価を受ける場合があり得る。そのような法的評価を受けるような形態の行為はやはり憲法九条において禁止せられるのである」。

具体的には、周辺事態法（一九九九年）における自衛隊の「後方地域支援」活動、テロ対策特措法（二〇〇二年）における「協力支援活動」、さらにはイラク特措法（二〇〇三年）における「安全確保支援活動」などが、武力行使と「一体化」しているか否かが問題とされたが、政府は、このような見解を踏まえて、いずれも「一体化」を否定し、したがって、集団的自衛権の行使にも当たらないとした。しかし、このような政府の見解の問題点は、たとえば、イラク特措法において同法が規定している「非戦闘地域」について小泉首相が「自衛隊が活動している地域が非戦闘地域だ」と述べたことにも示されている。⁽⁶³⁾ イラク特措法での自衛隊の活動は集団的自衛権の行使に限りなく踏み込むものだったことは、否定できないであろう。

(2) 小泉内閣の見解

ちなみに、小泉首相は、首相就任前には集団的自衛権の政府解釈の見直しを検討すべきであると述べていたが、首相就任後においては、従来の政府見解を基本的には踏襲する旨を、土井たか子議員の「小泉内閣発足にあたって国政の基本政策に関する質問主意書」(二二〇〇一年四月二七日提出)に対する「答弁書」(二二〇〇一年五月八日)において以下のように明らかにした。⁽⁶⁴⁾

「政府は、従来から、我が国が国際法上集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまらべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えてきている。憲法は我が国の法秩序の根幹であり、特に憲法九条については過去五〇年余にわたる国会での議論の積み重ねがあるので、その解釈の変更については十分に慎重でなければならないと考える。他方、憲法に関する問題について、世の中の変化も踏まえつつ、幅広い議論が行われることは重要であり、集団的自衛権の問題について、様々な角度から研究してもいいのではないかと考えている。」

この政府見解の特色は、従来の政府見解を基本的には踏襲しつつも、世の中の変化を踏まえて、集団的自衛権についてもさまざまな角度から幅広い検討をしてもよいのではないかとした点にある。その点で、この見解は、従来の政府見解を少しはみ出した意味合いをもっている。集団的自衛権行使について「赤信号」から「黄信号」に変わったと指摘される⁽⁶⁵⁾所以でもある。もともと、小泉内閣においても、集団的自衛権行使については、「黄信号」にはなっただが、「青信号」になることはなかった。「一体化」論もぎりぎりのところでは、維持されたのである。

(3) 自衛隊イラク派遣訴訟名古屋高裁判決

「一体化」論については上述したような問題点があったが、他方で、注目されたのは、この「一体化」論を踏まえつつ、自衛隊のイラクでの活動を違憲違法とする画期的な高裁判決が二〇〇八年に出されたということである。イラク特措法に基づきイラクに派遣された航空自衛隊の活動が憲法が禁止する「武力行使」に該当して、また原告らの平和的生存権を侵害して違憲違法であるとする原告らの訴えに対して、名古屋高等裁判所(青山邦夫裁判長)(二〇〇八年四月一七日)は、原告らの平和的生存権侵害の主張は退けたが、自衛隊の活動については違憲違法とする判断を、要旨以下のように述べたのである。⁶⁶⁾

航空自衛隊の空輸活動は、「それ自体は武力の行使に該当しないものであるとしても、多国籍軍との密接な連携の下で、多国籍軍と武装勢力との間で戦闘行為がなされる地域と地理的に近接した場所において、対武装勢力の戦闘要員を含むと推認される多国籍軍の武装兵員を定期的かつ確実に輸送しているものであるということができ、現代戦において輸送等の補給活動もまた戦闘行為の重要な要素であるといえることを考慮すれば、多国籍軍の戦闘行為にとって必要不可欠な軍事上の後方支援を行っているものといえることができる。したがって、このような航空自衛隊の空輸活動のうち、少なくとも多国籍軍の武器兵員をバグダットへ空輸するものについては、……平成九年二月一三日の大森法制局長官の答弁に照らし、他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動である」。「よって、武力行使を禁止したイラク特措法二条二項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条三項に違反し、かつ憲法九条一項に違反する」。

名古屋高裁の青山判決は、このように政府の「一体化」論をいわば逆手にとって、航空自衛隊の空輸活動を違憲違法としたのである。「一体化」論が、このような積極的な役割をも果たしうる⁶⁷⁾ことがこの判決で確認されたことは、

留意されてよいであろう。

IV 集団的自衛権論をめぐる論点

以上において、政府の集団的自衛権論の展開を概観してきたが、このような政府見解や集団的自衛権をめぐる議論に関しては、憲法に照らせばいくつかの検討すべき論点があるように思われる。そこで、以下には、それらの論点について検討してみることにしよう。

一 集団的自衛権を「自然権」とする見解について

集団的自衛権は、前述したように国連憲章ではじめて認められた国家の権能であるが、これを国家の「自然権」とする見解が、本稿冒頭に引用した安倍首相をはじめとして少なからざる人たちによって述べられている。⁽⁶⁷⁾しかし、このような見解は、基本的に誤ったものと思われる。

そもそも、国家に個人と同じような意味において自然権が存在するののかといえは、答えは否であろう。国家はそれ自体人工的な構成物であって、自然的存在ではない。そのような国家の権能は、国家を成り立たせている憲法典によって初めて付与されるのであって、憲法に先だって自然的な所与のものとして存在するものではない。⁽⁶⁸⁾その意味で、私は、個別的自衛権であっても、自然権としてそれを認めることには否定的であるので、いわんや集団的自衛権についてそれを自然権として認めることはできないと考える。しかも、集団的自衛権は、上述したように、国連憲章五一条においてはじめて認められた概念である。それを国家固有の自然権ということとはできないであろう。⁽⁶⁹⁾

したがって、集団的自衛権の保持や行使が認められるかどうかは、憲法典がそれを認めているかどうかによって判断すべきことであって、憲法典を離れてそれを認めることは立憲主義憲法の下にあってはできないといふべきなのである。

この点に関連して、大石眞は、自然権という言葉を用いているわけではないが、憲法では明示的に集団的自衛権が否認されていないとしてつぎのようにいう。「国連憲章の採択が日本国憲法の制定に先立っていたとはいえ、日本が国連憲章を国内法化して国際連合に加入するのは、一九五六年の日ソ共同宣言の直後のことであって、国連憲章第一条に謳われている「集団的自衛の固有の権利」の意義・内容又はそれと憲法との関係について、憲法制定に関与した政府当局者又は憲法起草者が明確な認識を共有していたとは考えにくいであろう。そうだとすると、軍国主義を経験した日本国憲法は、第九条によって個別的自衛権の在り方については明確な態度決定を示したと考えることができるが、集団的自衛権の問題については一定の態度決定を示したものとはいえない、と考える余地がある。このような場合、いわば憲法の沈黙に伴う観念包括の問題がつきまとう。」⁽⁷⁰⁾「私は、憲法に明確な禁止規定がないにもかかわらず集団的自衛権を当然に否認する議論にはくみしない。」⁽⁷¹⁾

しかし、このような見解は、日本国憲法の解釈論としては、採ることができないものと思われる。憲法で明示的に禁止されていない国家の権能については、それを「当然に否認するという議論」が常にあらゆる場合に正当といえるかどうかは、たしかに一概には言えないかもしれない。しかし、外見的立憲主義の憲法とは異なり、近代立憲主義の憲法の下では、そのような権能は、原則的には否認すべきものと考えるのが妥当であろう。それが、近代立憲主義と外見的立憲主義との相違であることは、つとに杉原泰雄によって指摘されているとおりである。⁽⁷¹⁾このような観点を踏まえれば、たしかに、憲法は集団的自衛権については明示的にはなんらの言及をもしていない。しかし、

憲法九条は一切の戦争と戦力（武力）の保持・行使を禁止しているものであり、武力をもつてする自衛権の行使をも禁止している。このような九条の下で、他国の防衛のために戦力（武力）の行使を内容とする集団的自衛権を認め余地は基本的にないといつてよいのである。⁽⁷²⁾ 憲法制定者が集団的自衛権という観念について熟知していたかどうかは、問題とならないのである。

二 「国際法上は保有しているが、憲法上行使できない」とする見解について

政府の解釈は、上述したように、日本は、集団的自衛権を国際法上は保有しているが、その行使は憲法上はできないとするものであるが、このような解釈にあつて問題となるのは、集団的自衛権を憲法上は保有しているか否かが不明確な点である。この点に関して、政府は、かつて一九八一年六月三日の国会答弁で「（集団的自衛権を）持っているといつても、それは結局国際法上独立の主権国家であるという意味しかないわけでございます。したがって、個別的自衛権と集団的自衛権との比較において、集団的自衛権は一切行使できないという意味においては、持つていようが持つていまいが同じだ」と述べた⁽⁷³⁾ことがあり、この答弁はその後、一九九七年二月一三日の政府答弁でも繰り返された⁽⁷⁴⁾が、それ以降は、このような答弁はなくなり、憲法上の保有については明言しないことになったようである。

このような政府見解に対しては、二つの相反する立場からする批判が提起されてきた。一つは、集団的自衛権の行使を容認すべきとする立場からであり、あと一つは、集団的自衛権の憲法上の保持を否認する立場からである。まず、前者の立場からする批判は、集団的自衛権を保持しているにもかかわらず、それを行使できないのはおかしいのであり、行使まで認めなければ首尾一貫しないものである。安倍首相の前引したような禁治産者の議論

というのも、その類の議論である。また、後者の立場からする批判は、政府見解は、憲法上集団的自衛権の保有を認めているかどうかを曖昧にしているが、政府見解を徹底させれば、行使できないではなく、保有していないことになるはずではないかといった指摘である⁽⁷⁵⁾。

まず、前者の批判に対しては、それが「俗論」であることは、参議院の憲法調査会で国際法学者の浅田正彦によってもつぎのように指摘されている。「権利を保持することとそれから権利を行使すること、権利を保持する能力と権利を行使するというのを峻別するというのは、法律学でいえばもう言わば常識でありまして、例えば民法でいいますと、前者は権利能力という用語を使います。後者は、行為能力という言葉を使います。……国際法においてもこれは同様であろうというふうに思います」。「日本も日本国憲法の解釈として、集団的自衛権を国際法上は保持しておるけれどもそれを行使、憲法上できないというふうな解釈を取っておるその解釈が正しいということを前提とすれば、それは十分あり得ることであって、これが論理的に矛盾しているとかあり得ないということでは全くないというふうに思っております⁽⁷⁶⁾」。また、同じ会議で、大沼保昭もつぎのように述べている。「法的に権利をもっているのに行使しないのは矛盾であるということには全くならない」。「国際法上持っている権利を日本が憲法上それを制限するということは法的に全くあり得ることで、それを矛盾と言うことの私は意味が全く理解できません⁽⁷⁷⁾」。

このような議論は、法律論としては、きわめて当然の議論というべきであり、したがって、政府見解について、権利の保有と権利の行使とを区別するということとそれ自体については、とくに疑義を差し挟む必要はないともいえるよう。

ただ、問題は、政府見解の場合に、果たして集団的自衛権を憲法上保有しているかどうかについては、明確にし

ていないという点である。この点に関連して、たとえば、佐瀬昌盛は、政府が、憲法上集团的自衛権を保有していないとはいえない理由として、対日平和条約や日米安保条約などで集团的自衛権の保有を認めてきたこと、また一九六〇年時点でも政府は国会答弁などで集团的自衛権を憲法上もっているといってきた経緯があることなどを指摘している。⁽⁷⁸⁾ たしかに、そのような経緯は、政府が一九七二年以降になってから集团的自衛権は憲法上保有していないということを言いづらくしていることはあり得るであろうが、ただ、対日平和条約や安保条約は国際条約であり、したがって、条約上の保有問題と憲法上の保有・不保有とは別問題であるといふように捉えることは決して無理な説明ではないと思われる。つまり、国連憲章上は日本が集团的自衛権を保有・行使できることは確かであり、対日平和条約や日米安保条約はそのことを条約上で確認したに留まり、憲法上の保有をも認めたことには必ずしもならないのである。国際法と国内法の関係をどのように理解するかについては、さまざまな見解が現在でもあるが、⁽⁷⁹⁾ 私自身は、基本的には二元論の立場にたつので、国際法上の保有問題と国内法（憲法）上の保有・不保有の問題は区別して捉えることができる、というよりはむしろ区別して捉えるべきものと考えている。

そのような立場からすれば、日本国憲法九条は、集团的自衛権の行使のみならず、その保有をも禁止したものと捉えることが妥当と思われるのである。あるいは集团的自衛権を憲法上は否認したものと捉えてよいと思われる。そのように捉えないと、憲法上保有しているのに、憲法上行使できないのはおかしいという上記のような議論が常に出てくる可能性があるからである。ちなみに、芦部信喜は、集团的自衛権について「日本国憲法の下では認められない」と述べている。⁽⁸⁰⁾ この見解は、行使のみならず保有も憲法上認められないという趣旨かどうかはかならずしも明確ではないが、特に行使について限定することなく、一般的に「認められない」としている以上は、保有も認められない趣旨に解することができるように思われる。

三 「憲法九条の下では行使できない」とする見解について

政府見解は、上引したように、集団的自衛権の行使は憲法九条の下においては認められないものであるが、ただ、九条の第一項を根拠として認められないのか、それとも九条の第二項を根拠として認められないのかは、必ずしも明らかではない。この点も、政府見解の問題点の一つといつてよいであろう。

この点、かつて内閣法制局長官を務めた高辻正巳は、次のように述べて、九条の第一項を根拠とする旨を明らかにしている。「他国が第三国から武力攻撃を受けた場合、その他国と利害を同じくする我が国が、武力攻撃を受けているわけではないにもかかわらず、その他国を防衛するため第三国に対してする武力の行使、すなわち集団的自衛権の行使は、その他国と第三国との間の武力衝突にちなむ国際紛争を解決する手段に仕えるもの以外のなものでもない。我が国と第三国との関係でこれを見ても、そこには、他国に対する武力攻撃の停止を第三国に対して求める我が国の主張がその第三国に受け入れられないこと、つまり我が国とその第三国との間に国際紛争のあることが、必然の前提として存在し、したがって、集団的自衛権の行使は、そのような国際紛争を第三国の意思を屈服することによって解消させるため武力に訴えるもの、すなわち、我が国がその第三国に対して武力攻撃を仕掛けるもの、というほかはない。そうすると、国際紛争を解決する手段としての武力の行使を永久に放棄することにした我が国憲法九条一項のもとでは、武力攻撃を受けた国がたとえ我が国と連帯関係にあって、その他国の命運が我が国の命運に深くかかわるといっても、その他国のために我が国が集団的自衛権を行使することは認められないということにならざるを得ない」(傍点・引用者)⁽⁸¹⁾。

もつとも、このような見解は、高辻が一九五八年秋ころから「私見として固まってきたもの」で、政府見解とし

ては、高辻が一九六五年三月にその趣旨のことを述べたのを例外として、それ以降の国会で表明されたことはないようである。⁽⁸³⁾ 政府見解としては、一九八一年の政府統一見解もそうであるが、九条の第一項を明確に引き合いに出すということはしていないのである。一体どうしてそうなのか、その理由は不明であるが、私の推測では、九条一項論についても、問題があると考えられたからではないかと思われる。

たしかに、第一項の「国際紛争を解決する手段としては」という文言を高辻のように解釈することは文言解釈としては決して不可能ではないであろう。ただ、この文言が、不戦条約以来の国際条約上の用い方を踏まえて、主として侵略戦争を禁止する意味をもち、自衛戦争や制裁戦争を禁止する意味は必ずしももつてこなかったことからすれば、この文言から集団的自衛権の行使の禁止を導き出すことは必ずしも簡単ではないようにもみえる。政府としては、「国際紛争を解決する手段として」という文言をできるだけ限定的に解釈しておきたいという思惑が働いたのかもしれない。

それに対して、九条の第二項についてはどうか。九条第二項は、いうまでもなく、戦力の保持を全面的に禁止しており、また交戦権を否認しているのであるから、このような第二項の下においては、集団的自衛権行使の前提となる武力の保持・行使そのものが不可能となってくる。政府はこれを自衛権の行使についてはクリアするために、主権国家固有の自衛権論そしてそれに基づく最小限度自衛力論を展開してきたが、この議論を前提とする限りは、他国の防衛をその内実とする集団的自衛権を正当化することは困難と言わざるを得ないように思われる。言い換えれば、九条の第二項が、個別的自衛権の枠を超えて集団的自衛権の行使を可能とする議論に対する歯止め役割を果たしてきたといつてよいように思われるのである。そのことを明言しないのは、高辻のような九条一項論も政府部内において強く存在していたからなのであるか。あるいは第一項と第二項の双方によって集団的自衛

権の行使は禁止されると解釈したのであるか。あるいはまた、第二項でも第二項でも、いずれにしても九条によって集団的自衛権の行使が禁止されるということには変わりがないのだから、あえて第一項であろうとも、第二項であろうともどちらでもよいということになったのであるか。これらの点は不確かであるが、いずれにしても、政府見解が、集団的自衛権行使が禁止されるのが、九条の第一項によるか、それとも第二項によるか、あるいはその双方によって禁止されるのかを明示しないのは、憲法解釈論としては、不明瞭であるとの指摘を免れがたいと思われる。

四 最後の歯止めとしての集団的自衛権行使の否認

集団的自衛権の行使が認められないとする政府見解などについては、以上のような問題点があることは、指摘しておくべきであるが、ただ、他方で、このような政府見解が、憲法九条の下において、日本がアメリカの意向などにしたがって、海外で直接武力行使をすることを禁止する役割を果たしてきたことは確かであろう。日本国憲法施行以来六〇数年の間、日本が海外で直接武力行使をすることをせず、その結果、海外の人たちを戦争で殺戮することもなく、また自衛隊員が殺傷されることもなかったのは、まさに集団的自衛権の行使は憲法上禁止されるという政府見解が維持されてきたからであった。その意味では、集団的自衛権行使禁止の憲法解釈は、日本が戦争国家にならないための最後の歯止めとしての規範的意味をもってきたということもできるのである。その意味は、きちんと確認しておくべきであろう。⁸⁴⁾

そして、この点に関して合わせて指摘しておくべきは、このような政府見解は、上述したところからも明らかのように、決して政府が当初から積極的に展開してきたものではなかったということである。それは、平和憲法を擁

護しようとする国民の広範な運動を背景とした国会などでの熾烈な質疑討論の中で政府が少なからず受動的にとってきたものであったということである。政府は、日米安保体制の下で憲法の理念に反する日米軍事協力を着実に推進してきており、集団的自衛権の行使に実質的に踏み込むような施策も少なからずとってきた。一九九七年の日米新ガイドラインの策定以降の政府の施策は、そのように位置づけられるであろう。しかし、それにもかかわらず、集団的自衛権行使の禁止という最後の歯止めとなる憲法解釈論だけは、なんとかその間も維持してきたのである。

ところが、このような政府見解に対しては、近年、集団的自衛権の行使を認めるべきであるという立場からする議論が少なからず出されるようになってきた。そして、そのような議論は、アメリカなどからも積極的に提示されるようになってきた。三次にわたるいわゆるアーミテージ報告がその典型例である。⁽⁸⁵⁾そして、それに呼応するかのようには、日本国内においても、従来の政府見解を変更すべきとする議論が政府部内からも公然と出されてきたのである。第一次安倍内閣の私的諮問機関である「安政法制懇」の報告書がそれである。そこで、以下には、この報告書について検討することにしてしよう。

V 「安政法制懇」の四つの類型論とその問題点

安倍首相は、二〇〇七年五月に首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安政法制懇)(座長・柳井俊・二元駐米大使)に以下の四つの類型を問題意識として提示した上で、これらの類型に関して、憲法解釈のあり方を含む提言を求めた。①公海における米艦船防護、②弾道ミサイル迎撃、③PKO活動等における武器使用、④PKO活動等における他国への後方支援。

ただ、安倍首相は、その後まもなく辞任したので、安保法制懇の報告書(以下、「報告書」と略)⁽⁸⁶⁾は、安倍首相に手渡されることはなく、つぎの福田首相に手渡された。しかし、福田首相も、そのつぎの麻生首相も、この「報告書」に基づいて具体的な対応をすることはなく、民主党政権に政権交代したので、この「報告書」はお蔵入りすかみにみえた。ところが、二〇一二年一二月の衆院選挙の結果、第二次安倍内閣が誕生したことにもない、安倍首相は再度安保法制懇を同じメンバーで立ち上げて、集団的自衛権についての検討を要請した。同懇談会は、二〇一三年秋には最終報告書を提出するものとみられ、ここでは、上記の四類型以外にもさらに集団的自衛権を行使すべき事例が挙げられる可能性が少なくないようである。⁽⁸⁷⁾ただ、その場合にも、上記の四類型が基本となることは確かかと思われるので、以下には、これらの四類型について、その中でも集団的自衛権が問題となる第一及び第二の類型を中心として、「報告書」の内容を検討してみることしよう。

一 第一類型と第二類型について

(一) 集団的自衛権の行使を合憲とする法的根拠について

「報告書」は、第一類型と第二類型について集団的自衛権の行使を可能とすることの憲法上の根拠を要旨つぎのように述べている(一七頁以下)。

まず、憲法の解釈に際しては、文脈、制定経緯、国の基本戦略、各時代の社会・経済等の要請その他関連の諸事情をも考慮する必要がある。特に憲法第九条の対象となっている戦争、武力行使、個別的自衛権、集団的自衛権、集団安全保障等は、本来国際法及び国際関係の十分な理解なしには適切な解釈は行い得ない。従来政府解釈は、激変した国際情勢及び我が国の国際的地位に照らせばもはや妥当しない。

そして、憲法九条一項は、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使を「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」ものであって、「個別的自衛権はもとより、集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障への参加を禁ずるものではないと読むのが素直な文理解釈であろう」。そうとすれば、「前項の目的を達するため、陸海空その他の戦力は、これを保持しない」という第二項は、「第一項の禁じていない個別的・集団的自衛権の行使や国連の集団的安全保障への参加のための軍事力を保持することまで禁じたものではないと読むべきであろう」。

「報告書」の集団的自衛権行使を合憲とする根拠付けは、要約すれば、以上に尽きるように思われるが、しかし、このような根拠付けは、従来の政府の解釈を否定して、その変更を迫るものとしてはあまりにもお粗末なものといわざるをえないと思われる。まず、憲法解釈、特に九条解釈のあり方についてであるが、たしかに、憲法九条の解釈に際して国際法や国際情勢などについての理解も必要なことはいままでもないが、しかし、たとえば、国際情勢についてはまさに立場によつてさまざまに捉えうるものであって、安保法制懇の見方が唯一正しい見方ということは決していえないのである。しかも、集団的自衛権については、本稿の「Ⅱ 国連憲章における集団的自衛権とその運用実態」でも指摘したように、それが国連の集団安全保障との関係についてどう捉えるかについても種々の見解があるし、また集団的自衛権の運用実態を見れば、それを肯定的に捉えることに対しては少なからぬ疑問が生じるのである。そのことを抜きにして、集団的自衛権に関して安易な九条解釈を行うことはできないといふべきなのである。

つぎに、具体的な九条解釈の中味に即していえば、安保法制懇の解釈は、従来から一部の学説で唱えられてきたし、また政府も一時期その趣旨のことを述べて、その後すぐに撤回したいわゆる自衛戦力合憲論そのものである。⁽⁸⁸⁾

このような自衛戦力合憲論は、憲法解釈としては到底成り立ちようがないとして、政府も、一九五四年以降は、いわゆる「自衛力」論を採用してきたのである。それを改めて否定するのに、またぞろ自衛戦力合憲論を持ち出すということは、歴史を逆回転させるのみならず、憲法解釈論としても、その枠をはるかにはみ出すものといえよう。

ちなみに、その解釈論を内容に即してごく簡単に批判すれば、第一に、九条一項はたしかに自衛戦争までも禁止したものでどうかについては論議の存するところであるが、集団的自衛権までも認めたものではないことは、前述した高辻正巳の見解でも示されている。第二に、かりにその点は措くとしても、九条二項の「前項の目的を達するため」という文言は、同項の戦力不保持に内容的な限定を加える趣旨のものではなく、むしろ戦力不保持の動機が「人類の和協、世界平和の念願」に基づくものであることを強調する趣旨のものであることは制定議会における議論を見れば明らかである。⁽⁸⁹⁾第三に、そもそも戦力に関しては、あらかじめ自衛のための戦力と侵略のための戦力を区別することは土台不可能である。いかなる国の軍隊も公然と侵略を目的として掲げることがありえない以上は、自衛のための軍隊を保持できるとすることは、結局九条二項の規範的意味を完全にながしろにすることになる。

第四に、もし仮りに九条二項が自衛のための戦力の保持を認めていたとした場合には、当然あってしかるべき宣戦講和の権限の所在とか、軍隊に対する指揮命令権の規定が憲法にはないのである。このことは、軍隊の存在を九条二項は想定していないことを裏付けるものといつてよいのである。以上の点からすれば、九条二項は自衛のためであると否とを問わず、戦力の保持を禁止し、また交戦権を否認したものと一言わざるを得ないであろう。

そうであるとするれば、戦力の保持行使を前提とする集団的自衛権の行使も容認することはできないのである。安保法制懇の見解は、その憲法的な基盤を欠いたものと言わざるを得ないであろう。

(2) 第一類型と第二類型が想定する事態について

「報告書」は、安倍首相の諮問に依りて、第一類型の事態としては、「共同訓練等」で公海上で、自衛艦船が米軍艦船の近くで行動している場合、米軍艦船が攻撃を受けた場合（傍点・引用者）を想定しており、また第二類型の事態としては、「米国に向かうかもしれない弾道ミサイルの迎撃」を想定している。しかし、このような想定に関しては、そもそも、「安倍首相自身が提起した問題設定は、集団的自衛権に関する設問（＝第一類型と第二類型）については軍事的にありえない事態を前提としている」とする批判が元内閣官房にいた柳澤協二からも出されているのである。⁽⁹⁰⁾ その細部については、柳澤の見方と必ずしも同じではないが、「軍事的にありえない事態を前提としている」とする点については、基本的に同感できると思われる。

まず、第一類型に関して言えば、そもそも日米艦船が公海上で単なる共同訓練をしている場合に米艦船に他国が武力攻撃を仕掛けてくるというような事態は、ほとんど想定できないように思われる。二〇一三年四月に米韓合同軍事演習が朝鮮半島近くで一ヶ月近く行われたが、北朝鮮はそれを強く批判したが、米軍に対して武力攻撃をすることはなかったのである。いわんや公海上における日米共同訓練に対する北朝鮮の武力攻撃などはほとんど想定できないと思われる。第一類型（「共同訓練等」ということである）は想定され得るのは、日本有事の場合に、それに対処しようとする米艦船が攻撃を受けた場合であるが、そのような場合は、従来の政府見解によれば個別的自衛権で対応できるとされているので、あえて集団的自衛権を持つてくる必要性はない。

むしろ、第一類型の下でおそらくは想定されているのは、米国が他国と武力衝突をしていて、その他国が公海上で米艦船に攻撃をしている場合に、それに対して自衛隊が米艦船に対して武力行使を伴う軍事支援を行うことができるかどうかであるように思われる。しかし、そのような場合に、自衛隊が米艦船の防護のために他国を武力攻

撃するようなことは、そもそも、日米安保条約自体が認めていないのである。日米安保条約はあくまでも「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃」が発生した場合にのみ「共通の危険に対処するように行動する」(五条)ことを定めているにすぎないのであって、それを超えた地域における共同の武力行使はなんら認めていないのである。そのような場合についても自衛隊の武力行使を容認する趣旨を含むとすれば、第一類型は、憲法のみならず、現行安保条約をも逸脱することになりかねないのである。

また、第二類型についていえば、この類型が想定する事態が生じる可能性はほとんどないというのが、軍事専門家の一般の見方である。⁹¹⁾そもそも北朝鮮の米国本土に対するミサイルは、北極圏を通って米国本土に行くので、日本の上空は通過しないのである。また、北朝鮮がハワイやグアムに向けてミサイルを発射する可能性はたしかに絶無とはいえないが、しかし、そのような場合に、自衛隊のミサイル(のミサイル)では、能力的に高度一〇〇〜二〇〇キロ程度までしか届かず、高度一〇〇〇キロ以上を飛行する弾道ミサイルを打ち落とすことはできないのである。柳澤もいう。「米国に向かう長距離のミサイルは、弾道はすでに相当高度・速度に達しており、しかも、日本から離れて行く。これを、弾頭よりも速度が遅く到達高度が低い迎撃用ミサイルで『追跡して』撃ち落とすことは物理的に不可能だ⁹²⁾」。

このようなことは明らかであるにもかかわらず、あえて、このような事態を安倍首相や安保法制懇が想定する真意は一体どこにあるのであろうか。それは推測するしかないが、屁理屈であれ、なんとか理由を見つけて集団的自衛権の行使を認めたいという意向があるとともに、もう一つには敵基地攻撃能力をもったミサイルを近い将来装備したいという思惑があるからというの、うがった見方であろうか。政府与党内で先制攻撃能力論が浮上していることは、⁹³⁾そのような見方を裏付けているようにも思われるのである。

二 第三類型と第四類型について

「報告書」は、PKOにおける武力行使を合憲とする根拠として、要旨つぎのように述べている。九条一項の「国際紛争を解決する手段としては」武力による威嚇又は武力の行使を放棄するという文言は、「そこでの『国際紛争』」は我が国が当事者となっている国際紛争の解決のために我が国が個別国家として武力に訴えることは放棄するという趣旨であって、我が国が国連等の枠組の下での国際的な平和活動を通じて、第三国間の国際紛争の解決に協力することは、むしろ憲法前文(『われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない……』)からも期待されている分野と言わなければならない(二二頁)。

しかしながら、このような九条一項の解釈論はやはり間違ったものといわざるを得ないであろう。何故ならば、PKOが出勤するような事態も「国際紛争」であることは間違いないのであって、日本が個別国家として関与していないから「国際紛争」には該当しないというのは、文言解釈として明らかにおかしいからである。従来の政府見解でも「国際紛争」とは「一般に、国家(あるいは国家に準じる団体)間で特定の問題について意見を異にして、互いに自己の意見を主張して譲らず、対立している状態」と定義しており、特に我が国が当事国となっている紛争には限定していいのである。また、同報告書が憲法前文を引き合いに出して、PKO活動における武力行使を正当化することも、根拠薄弱というべきであろう。

そもそも、PKO(平和維持活動)自体、国連憲章に明確な根拠をもつものではなく、その性格もあいまいなものである。「憲章第六章半」とも言われている所以である。たしかに、PKOが憲章第六章の「紛争の平和的解決」に資する役割を果たす場合に、それに日本が参加するについては憲法上の問題はないし、また、そのような平和的

解決のための非軍事的なP K Oについては日本としても積極的に参加すべきであると思われる。しかし、P K Oの中でも、憲章第七章の軍事的な措置に立ち入るような活動については、日本としては憲法上参加できないというべきと思われる。

なお、P K Oの場合には、たしかに、現実に第三類型と第四類型が想定するような事態は生じうるであろう。しかし、日本は、P K O協力法において、その活動について五原則(①紛争当事国の停戦合意の成立、②自衛隊の参加についての紛争当事国の同意、③中立性の維持、④以上の三条件が充たされない場合の自衛隊の撤収、⑤武器使用は自衛のための必要最小限度)をもって参加することにしたはずである。このような原則自体が(とりわけ武器の保持と使用を認めている点)、憲法九条に照らせば、問題があるのに、そのような枠組を取り払って全面的に武力行使を可能とするような議論は、到底憲法九条の下では容認できないであろう。しかも、第三類型や第四類型のような事態での自衛隊の武器使用が容認されたならば、つぎには、多国籍軍への自衛隊の参加と武力行使への道が開かれてくることになるであろうことは容易に想定されるのである。そのような危険性を伴う武力行使はP K Oについてであれ認めることはできないのである。

三 「新たな安全保障政策構築の方法」と「課すべき制約」について

「報告書」は、上述したような論理を用いて第一、第二類型について集団的自衛権の行使が必要であるとした上で、「新たな安全保障政策構築の方法」としては、解釈の変更によって可能であって、憲法の改正は不要であるとして、その理由を要旨つぎのように述べている。①九条が禁止しているのは、「国際紛争を解決する手段として」の「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使」であり、集団的自衛権の行使などを明文上禁止するもの

はない。②従来の政府解釈は、その時々々の政治状況に照らして、具体的な問題に直面して、政府が主として国会答弁などで表明してきたものである。③従来の解釈が過去の安全保障環境などを反映した歴史的なものである以上、その解釈は、このような環境が激変した今日では適合せず、その変更を迫られている。よって、これらの解釈の変更は、「政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることによって可能であり、憲法改正や立法措置を必要とするものではない」(二六頁)。

他方で、「報告書」は、集団的自衛権が全面的に認められた場合には国民の間に米国が当事国となっている紛争の多くに日本が参加させられるのではないかといった不安が生じることも懸念されるので、一定の制約を定めておくことが必要であるとして、要旨つぎのような点を提言している。①米艦防護及び弾道ミサイル防衛に関して集団的自衛権に基づいてとりうる措置についてはそれぞれ関係法律においてその具体的措置の範囲と手続を規定する。

②自衛隊の部隊の海外派遣については国会の承認にかからしめることにする。③集団的自衛権に基づいて米国に協力する場合には、日米同盟の信頼性を維持・増進する上で不可欠であり、我が国の安全確保に資するものに限ると等の基本方針を閣議決定などで確定しておく(二五頁)。

「報告書」が、集団的自衛権の行使を認めるためには憲法改正は必要なく、政府がなんらかの形でその旨を明らかにすればよいとしているのは、九条一項についての上記①のような解釈論からすれば、そういう結論になるであろう。しかし、それが憲法解釈論としてまったく根拠を持たないものであることは上述したとおりである。また、上記②と③の理由は、憲法改正の必要性を説く議論としてはあるいは成り立ちうるかもしれないが、解釈による変更を正当化する議論としては、まったく根拠のないものである。そもそも、集団的自衛権の行使が憲法上できないとする憲法解釈は、政府自身が少なくとも一九七〇年代以降四〇年の長きにわたってとってきた見解である。それ

を政府がたとえば一片の閣議決定などで変更した場合には、一体どういうことになるのであろうか。この点、元内閣法制局長官であった阪田雅祐は、つぎのようにいう。「そういう成文法の意味すら内閣が自由に左右できるとなると、一体法治主義とか法治国家というものは何だということになり、国民の憲法や法律を尊重しようという、遵法精神にも非常に影響することになりかねません」⁽⁹⁶⁾。高見勝利もつぎのようにいう。「その時点で第九条の規定は明文改正を俟たず、国家権力を拘束する最高の法規範としての意味を喪失する。……そのとき、日本は『法の支配』⁽⁹⁷⁾」「法治国」の看板を下ろすほかあるまい」。浦田一郎もつぎのようにいう。「集団的自衛権が行使できるように解釈を変えたとすれば、……九条は何も禁止していません。……これは、実質的には九条の削除を意味します」⁽⁹⁸⁾。

「報告書」は、集団的自衛権の行使の解禁が国民に不安を与えることを考えて、一定の「制約(歯止め)」をかけるようにすべきとして上引のような三点ほどを提言しているが、しかし、それらは歯止めとしての意味をほとんど持ち得ないものといえよう。法律が歯止めとしての意味を持ち得ないことは、つぎに検討する自民党の「国家安全保障基本法案」を見れば明らかであるし、また自衛隊の海外派遣についての国会の承認も事前の承認とは書いていないのである。さらに、政府が集団的自衛権の行使についての基本方針を閣議決定したとしても、それがアメリカとの関係では拘束的な意味をほとんど持たないであろうことはこれまでの日米関係(例えば、事前協議制など)を見れば明らかであろう。自衛隊の野放図な対米軍軍事協力を制約してきたのは、憲法九条であり、またその下での集団的自衛権の禁止という憲法解釈であった。その制約を一方的に取り外しておきながら、制約にもならない「歯止め」を申し訳的に云々しても、なんらの説得力を持ち得ないのである。

VI 自民党の「国家安全保障基本法案」の問題点

自民党は、二〇一二年七月に「国家安全保障基本法案」を発表した。⁽⁹⁹⁾これは、集団的自衛権の行使を法律によって認めることを主たる内容とするものであるが、それ以外にも多くの問題点を含む法案である。たとえば、法案の三条三項は、「国は、我が国の平和と安全を確保する上で必要な秘密が適切に保護されるよう、法制上・制度上必要な措置を講ずる」として、秘密保護法制の必要性を謳っているが、これは現に政府部内で検討されている秘密保全法案の制定につながる危険性をもっている⁽¹⁰⁰⁾。また、法案の四条は、「国民は、国の安全保障施策に協力し、我が国の安全保障の確保に寄与し、もって平和で安定した国際社会の実現に努めるものとする」と規定しているが、ここには、安全保障の逆立ちした捉え方が示されている。冷戦終結後の国際社会においては、「国家の安全保障」よりも「人間の安全保障」を優先する考え方が有力に唱えられているが、この法案では旧態然たる「国家の安全保障」を優先させ、そのために国民の協力義務が規定されているのである。さらに、法案の一二条「武器の輸出入等」は、「武器及びその技術等の輸出入は、我が国及び国際社会の平和と安全を確保するとの目的に資するよう行われなければならない」⁽¹⁰¹⁾と規定することによって、従来の武器禁輸三原則を完全に放棄するものとなっている⁽¹⁰²⁾。

以上のような問題点と並んで、法案の最大の問題点は、集団的自衛権の行使を全面的に容認するものとなっていることである。法案は、まず二条二項四号で、「国際連合憲章に定められた自衛権の行使については、必要最小限度とすること」と規定したうえで、具体的に一〇条「国連憲章に定められた自衛権の行使」で、個別的自衛権と集団的自衛権の区別を特にすることなく、自衛権を行使する場合に遵守すべき事項などを規定している。それによ

ば、たとえば、集団的自衛権行使の要件としては、「我が国と密接な関係にある他国に対する、外部からの武力攻撃が発生した事態であること」(二項一号)が定められ、また、ここにおいて「我が国と密接な関係にある他国」に対する武力攻撃とは、「その国に対する攻撃が我が国に対する攻撃とみなしうるに足る関係性があること」とされている(同四号)。また、その場合には、「当該被害国から我が国の支援についての要請があること」(同五号)とか、「自衛権行使は、我が国の安全を守るため必要やむを得ない限度とし、かつ当該武力攻撃との均衡を失しないこと」(同六号)などが挙げられている。

このような規定は一見したところは、集団的自衛権の行使に対する歯止めをも規定したようにみえるが、しかし、それはうわべだけである。法案では、上記「安保法制懇」が想定した四類型の枠をも取っ払って、集団的自衛権の全面的な承認となっている。それは、対象国についての限定もないし、地域的な限定もまったくない。条約の存在も前提とはされていないのである。集団的自衛権行使の要件として、たとえば、「その国に対する攻撃が我が国に対する攻撃とみなしうるに足る関係性があること」とされているが、しかし、「関係性」とは一体どういうことを意味しているのかは、全く漠然不明確である。その時々々の政治判断に委ねられるということであろう。また、集団的自衛権の行使については、「国会の適切な関与等、厳格な文民統制のもとに行われなければならない」(一〇条二項)とあるが、国会の事前承認の文言は(おそらくは意図的に)省かれている。これでは、「厳格な文民統制」というのは、表面上だけのものとなることは、避け難いであろう。

法案は、このように集団的自衛権の行使を全面的に認めることによって、憲法九条の事実上の廃棄をめざすものとなっているのである。このような反憲法的な法案を認めることはまさに日本における「法の支配」の否認をもたらすことになるであろう。⁽¹⁰⁾

VII 結びに代えて

以上、集団的自衛権をめぐるいくつかの問題点を憲法九条との関連で検討してきた。結論的にいえることは、憲法九条を前提とする限りは、集団的自衛権の行使を容認する解釈論をとることは断じてできないということである。それは、憲法解釈の「枠」をはるかに踏み越えて、憲法の最高法規性を否認し、日本が立憲国家であることを否認することを意味している。

しかも、そのようにして集団的自衛権の行使を容認することによって、自衛隊は世界中どこにでも出兵して、戦火を交えて多数の死者を生み出すことになるであろう。日本は、平和国家から戦争国家へ、軍事国家へと変質することになるであろう。

安倍首相は、冒頭に引用したように、「集団的自衛権の行使とは、米国に従属することではなく、対等になることです」、「それにより、結果として抑止力が強化され、自衛隊も米軍も一発の弾も撃つ必要はなくなる」と述べているが、これは、明らかに事実認識としても間違っている。集団的自衛権の容認は、対米従属を一層強めることに資することはほぼ間違いない。これまでにもアメリカから、「show the flag」とか、「boots on the ground」といわれてきたが、今後は、これに忠実に従わざるを得なくなるであろう。そのような関係を「対等になる」とは到底言えないであろう。三次にわたるいわゆるアーミテージ報告が、日本に対して執拗に集団的自衛権の行使を要請してきたのも、日米の「対等な関係」を求めてではなく、むしろアメリカの要請に日本が従って、軍事協力をもつてできるようにするためであることは明らかであろう。

もつとも、東アジアの現状、とりわけ尖閣列島をめぐる日本と中国とが対立状態にある現状を踏まえた場合に、アメリカが日本の集団的自衛権の行使を全面的に要請しているか否かについては、若干の疑問がないわけではない。アメリカ政府部内でも、中国との関係を重視し、日本の集団的自衛権容認論が中国を刺激することを危惧する意見も少なくないからである(リチャード・サミュエルズ、朝日新聞二〇一三年二月二一日)。ただ、他方で、朝鮮有事の場合には、アメリカが日本の軍事協力を周辺事態法の枠組を超えた形で要請してくるであろうことは想像に難くない(ジェームズ・スタインバーグ、朝日新聞二〇一三年二月二一日)。それは、とりもなおさず、日本の集団的自衛権の行使の要請ということになるであろう。

また、集団的自衛権は抑止力になるという安倍首相の認識もおかしいと思われる。ちなみに、クリスティヌ・グレイは、冷戦時代においては、NATOやワルシャワ条約機構などの集団的自衛権の条約の存在自体が武力攻撃に対する抑止として機能し、かくて小国を保護してきたのではないかといった議論もあり得るとした上で、しかし、このような議論は疑わしい(speculative)ものであり、「事実としては、これらの条約が他の国家当事者による介入を正当化することに資してきたという別の結論を導き出すことも可能である」としている⁽¹⁵⁾のである。ただし、妥当な見解というべきであろう。

現在の国際社会、特に東アジアは、「安全保障のジレンマ」に陥っているといつてよい⁽¹⁶⁾。集団的自衛権行使の容認は、そのジレンマをさらに深める意味をもつことになる。東アジア地域における「安全保障のジレンマ」から脱却するには、日本が率先して憲法九条の理念の下で「軍縮のイニシアティブ」(核軍縮を含めて)をとることであつて、決して集団的自衛権を容認していくことではないと思われる。

- (1) 安倍晋三『美しい国へ』(文春新書、二〇〇六年) 一三一頁。
- (2) 安倍晋三『新しい国へ』(文春新書、二〇一三年) 二五三頁以下。
- (3) 野田佳彦『民主の敵』(新潮新書、二〇〇九年) 一三四頁、前原誠司『政権交代の試練』(新潮社、二〇一二年) 九六頁。
- (4) 田岡良一『国際法上の自衛権』(補訂版)『勁草書房、一九八一年) 一九一頁、西崎文子『アメリカ冷戦政策と国連一九四五年―一九五〇年』(東大出版会、一九九二年) 一九頁、祖川武夫論文集『国際法と戦争違法化』(信山社、二〇〇四年) 一三九頁、豊下博彦『集団的自衛権とは何か』(岩波新書、二〇〇七年) 一八頁、森肇志『集団的自衛権の誕生』国際外交雑誌一〇二巻一―号九七頁など参照。
- (5) 以下の諸提案に「ごさつは」 see, S.A.Alexandrov, Self-Defense Against the Use of Force in International Law (Kluwer Law International, 1996), p. 86. また、中谷和弘『集団的自衛権と国際法』村瀬信也編『自衛権の現代的展開』(東信堂、二〇〇七年) 三〇頁以下参照。
- (6) 森・前掲注(4) 八五頁以下。
- (7) 従来の三分類については、祖川・前掲注(4) 一五六頁、藤田久一『国連法』(東大出版会、一九九八年) 二九五頁参照。なお、山本草二『国際法』(新版)『有斐閣、一九九四年) 七三二頁は、①集団的自衛権は、一国に対する武力攻撃が行われることによって、他の諸国も、各人の個別的自衛権を共同行使するかまたは地域的安全保障に基づいて共通の危険に対処するための共同行動をとるか、いずれかの場合とする説と、②自国の実体的な権利が侵害されているからではなく、平和安全に関する一般的利益に基づくものだとする説に二分類しているし、また森・前掲注(4) 八〇頁も、基本的に①「自国の防衛」とする見解と②「他国の防衛」とする見解とに分かれるとして二分類に整理している。本文でいう分類の②を「自国の防衛」の中を含めれば、そのように分類することも可能であろうが、私は、②は、①と③の中間的な見解だと考えるので、従来の分類に従って、整理した方が適切であると考え。さらに、松葉真美「集団的自衛権の法的性質とその発達」レファレンス六九六号(二〇〇九年) 八八頁は、①正当防衛論、②自己防衛論、③自己防衛論に基礎を置く、他国に関わる死活的な利益の防衛論の三つに分類している。①の正当防衛論は、他国の防衛を支援する権利とほぼ同じであるが、その根拠を正当防衛論におく見解のことをそのように呼んでいる。なお、諸学説の検討については、安田寛ほか『自衛権再考』(知識社、一九八七年) 五六頁以下も参照。

- (8) D.W.Bowitz, *Self-Defence in International Law* (Manchester University Press, 1958) p. 206.
- (9) 大平善悟「集団的自衛権の法理」安全保障研究会編『安全保障体制の研究(上)』(時事通信社、一九六〇年)一九九頁以下。
- (10) H.Lauterpacht (ed.), *Oppenheim, International Law, A Treatise, Vol. II* (Longmans, Green and CO Ltd, 1952) p.155. なお、ローターパクトは、「集団的自衛権は、合理的 (rationally) に考えられた個別的自衛権以上の何ものでもない」(p. 156)とも書いているので、集団的自衛権を広い意味では個別的自衛権の範疇に属すると捉えているようであるが、ただ、それは私の分類でいう①とは異なっているようにみえるので、②の分類とした。
- (11) 田畑茂二郎『国際法Ⅰ(新版)』(有斐閣、一九七三年)三六三頁以下。
- (12) 高野雄一『新版国際法概論(下)』(弘文堂、一九七二年)三八九頁。
- (13) H.Kelsen, *The Law of the United Nations* (Stevens & Sons Limited, 1951) p. 915.
- (14) H.Brownlie, *International Law and the Use of Force by States* (Oxford University Press, 1963) p. 330.
- (15) 横田喜三郎『自衛権』(有斐閣、一九五一年)一二六頁以下。
- (16) 大平・前掲注(9)二〇〇頁以下。
- (17) 最上敏樹「集団的自衛権」国際法学会編『国際関係法辞典』(三省堂、一九九五年)四〇三頁。浅井基文『集団的自衛権と日本国憲法』(集英社新書、二〇〇二年)八〇頁も、「集団的自衛権の本質は、『他衛』であって、自衛ではありません」としている。
- (18) ニカラガア判決については、see ICJ Reports, 1986, p. 14, とくに、see, para. 195-199.
- (19) 最上敏樹「集団的自衛権とは」世界別冊『ハンドブック・新ガイドラインって何だ?』(一九九七年)五九頁。樋口陽一「憲法Ⅰ」(青林書院、一九九八年)四三九頁も、集団的自衛権と集団安全保障との間には「建前上、本質的な差異がある」とし、集団的自衛権は、憲章第七章の集団安全保障にとつていわば「鬼子」であったとする。さらに、松井芳郎『国際法から世界を見る(第三版)』(東信堂、二〇一一年)二九三頁も、「集団的自衛権を基礎とする軍事同盟は、憲章の明文に違反するものではないとしても、その理念(『集団安全保障』とは決定的に矛盾している)」とする。
- (20) 横田・前掲注(15)一〇四頁以下。筒井若水『国連体制と自衛権』(東大出版会、一九九二年)一一六頁もこの立場をとつ

- ている。
- (21) 高野雄一『国際安全保障』（日本評論新社、一九五三年）六七頁以下。また、森肇志「国際法における集団的自衛権の位置」ジュリスト一三四三号（二〇〇七年）二二頁も、「集団的自衛権が、一方では……集団的安全保障体制を補充するものでありながら、同時に戦争を誘発しかつ拡大させる危険性、さらには集団安全保障体制を瓦解させる危険性があるという点で、それと矛盾・対立する契機を内在するものである」、「その意味で、集団的自衛権は、そもそも秩序と無秩序との間に誕生したのであり、二面性を有するものだった」としている。③の折衷説的な立場をとっているようにみえる。
- (22) 集団安全保障については、とりあえずは、松井芳郎・前掲注(19)二二一頁、山本吉宣「集団安全保障」『国際関係法辞典』前掲注(17)四〇三頁など参照。
- (23) なお、N.Krisch, *Selbstverteidigung und kollektive Sicherheit* (Springer: 2001) S. 406ff. は、若干違った視点からではあるが、自衛（集団的自衛を含めて）と集団安全保障とは国際関係に関する思考において相矛盾した性質を体现するものであるとした上で、国際社会は、集団安全保障あるいは人類の平和を国家の自衛あるいは安全よりも優先させて考えるべきだとしている。集団的自衛権と集団安全保障を矛盾対立するものと捉えている点では、①説の見解を基本的にとっているようにみえる。
- (24) 中谷・前掲注(5) 四六頁以下は、冷戦期の事例として、一二の事例を、冷戦後の事例としては、湾岸戦争におけるアメリカなどの武力行使（一九九〇年）、ロシアをはじめとするCIS（独立国家共同体）によるタジキスタンへの武力行使（一九九三年）、同時多発テロ事件に伴うNATO諸国のアフガニスタンへの武力行使（二〇〇一年）の三事例を挙げている。
- (25) ベトナム戦争と国際法に関しては、see, R.Falk (ed.), *The Vietnam War and International Law* (Princeton University Press, 1968). この本の資料編（五八三頁以下）に、アメリカ政府のベトナム戦争に関する見解（*The Legality of United States Participation in the Defense of VietNam*）が収録されている。なお、リチャード・フォーク（佐藤和男訳）『ヴェトナム戦争と国際法』（新生社、一九六八年）、リチャード・フォーク（寺沢一編訳）『ヴェトナムにおける法と政治（上・下）』（日本国際問題研究所、一九六九一九七〇年）参照。
- (26) Alexandrov, op. cit. p. 222.
- (27) 『プラハの春』については、加藤周一『言葉と戦車』（筑摩書房、一九六九年）、藤村信『プラハの春 モスクワの冬』（岩

- 波書店、一九七五年)。
- (28) Yearbook of the United Nations, 1968, p.298. Alexandrov, op. cit. p. 247.
- (29) Yearbook of the United Nations, 1980, p.299. Alexandrov, op. cit. p. 226. また、中谷・前掲注(5)四七頁参照。
- (30) Alexandrov, op. cit. p. 247. なお、ソ連のアフガニスタン侵攻についての最近の研究としては、ロドリク・ブレイスウェー
ト(河野純治訳)『アフガン侵攻』(白水社、二〇一三年)参照。
- (31) ICJ Reports, 1984, p. 392. この判決については、山本草二「国際裁判手続の予備的段階——先決的問題をめぐる抗弁の分類」『国際法判例百選』(有斐閣、二〇〇一年)一七六頁及び内ヶ崎善英「紛争処理における安保理とICJの役割」『国際法判例百選』(第二版)』(有斐閣、二〇一一年)一七八頁参照。
- (32) ICJ Reports, 1986, p. 14, para 195-199. なお、この判決については、とりあえずは、松田竹男「武力不行使原則と集団的自衛権——ニカラグア事件(本案)——」『国際法判例百選二〇六頁、浅田正彦「武力不行使原則と集団的自衛権——ニカラグア事件(本案)」』『国際法判例百選』(第二版)二一六頁参照。See, also, C.Gray, *International Law and the Use of Force* (Oxford University Press, 2000) p. 123.
- (33) 安保理決議に「ふたは’ see, <http://www.un.org/Docs/sc/>.
- (34) Alexandrov, op. cit. p. 264.
- (35) 湾岸戦争の国際法上の問題点については、松井芳郎『湾岸戦争と国際連合』(日本評論社、一九九三年)参照。なお古川純・山内敏弘『戦争と平和』(岩波書店、一九九三年)二〇三頁以下も参照。
- (36) 多国籍軍の軍事行動をどう捉えるかについて、大沼保昭『平和と憲法』と集団安全保障(二・完)『国際法外交雑誌九二巻二号(一九九三年)五九頁は、①多国籍軍として結集した諸国の集団的自衛権の行使とみるか、②憲章四二条の軍事的措置とみるか、③安保理決議六七八の「授權」は集団的自衛権としての武力行使とも憲章四二条の「行動」とも両立すると解するか、④憲章上の根拠を欠く違法な行動とみるか、⑤国連の内在的機能に基づく公的制裁活動とみるか等の諸説があり、そのいずれとみるかは「困難な問題である」としている。このように諸説があること自体、その根拠が疑わしいことを物語っているように思われる。
- (37) 集団的自衛権の行使について均衡性(proportionality)の要件が必要であることは、ニカラグア事件に関する国際司法裁

- 判所の判決も認めていくところである。see. [C] Report 1986, p. 122, para 237.
- (38) グリーンピースの報告書については、世界臨時増刊「総決算・湾岸戦争」(一九九一年)六八頁参照。また、ラムゼー・クラーク「被告ジョージ・ブッシュ有罪」(柏書房、一九九一年)参照。
- (39) 松井芳郎「テロ、戦争、自衛」(東信堂、二〇〇二年)、藤田久一「国際法から見たテロ、アフガン武力紛争」軍縮問題資料二五五号(二〇〇二年)八頁、本間浩「国際法からみたアメリカのアフガニスタン攻撃」山内敏弘編『有事法制を検証する』(法律文化社、二〇〇二年)三九頁参照。
- (40) C.Gray, op. cit. p. 142.
- (41) 参議院事務局編『帝国憲法改正審議録戦争抛棄編』(新日本法規出版、一九五二年)四八頁及び六八頁。なお、この点については、とりあえずは、拙著『平和憲法の理論』(日本評論社、一九九二年)二二頁以下参照。なお、以下の集団的自衛権に関する政府見解の変遷については、阪口規純「集団的自衛権に関する政府解釈の形成と展開(上・下)」外交時報一三三〇号七〇頁及び一三三一号七九頁(一九九六年)、前田哲男・飯島滋明『国会審議から防衛論を読み解く』(三省堂、二〇〇三年)、畠基晃『憲法九条』(青林書院、二〇〇六年)、豊下博彦『集団的自衛権とは何か』(岩波新書、二〇〇七年)、鈴木尊紘「憲法第九条と集団的自衛権」レファレンス七三〇号(二〇一一年)三二頁、浦田二郎『自衛力論の論理と歴史』(日本評論社、二〇一二年)、佐瀬昌盛『新版・集団的自衛権』(一藝社、二〇一二年)、浦田一郎・前田哲男・半田滋「ハインドブック集団的自衛権」(岩波ブックレット、二〇一三年)などを参考にした。
- (42) 第七回国会衆議院外務員会議録第一号(一九四九年二月二日)七頁。
- (43) 第七回国会衆議院予算委員会議録第七号(一九五〇年二月三日)七頁以下。
- (44) 第一二回国会参議院平和条約等特別委員会会議録一二号(一九五一年一月七日)五頁。
- (45) 第一九回国会衆議院外務委員会議録第五七号(一九五四年六月三日)四頁以下。
- (46) パンデンバーグ決議については、西崎・前掲注(4)九一頁以下および神谷竜男「パンデンバーグ決議と新安保条約」『安全保障体制の研究(上)』前掲注(9)四六頁以下参照。
- (47) この点については、拙著『立憲平和主義と有事法の展開』(信山社、二〇〇八年)一四頁。
- (48) 第三四回国参議院会議録第六号(一九六〇年二月一〇日)七七頁。

- (49) 第三四回参議院予算委員会議録第二三号(一九六〇年三月三十一日)二五頁。
- (50) 第三四回国会衆議院内閣委員會議録四一〇号(一九六〇年五月一六日)三頁。
- (51) 第三四回国会衆議院日米安保条約等特別委員會議録第二二〇号(一九六〇年四月二〇日)三六頁以下。
- (52) 田畑茂二郎『安保体制と自衛権(増補版)』(有信堂、一九六八年)一二三頁以下。
- (53) 杉原泰雄『憲法Ⅱ』(有斐閣、一九八九年)一五九頁。
- (54) この点については、拙著・注(47)一六頁。
- (55) この点については、浦田・前田・半田・前掲注(41)(前田執筆)二四頁。
- (56) この「資料」は、国会の議事録には収録されていないようであり、参議院事務局に問い合わせた結果、朝雲新聞社『防衛ハンドブック』(二〇〇二年版)掲載の「資料」五七四頁がそれであると確認したので、同書掲載のものを引用する。
- (57) 旧日米ガイドラインについては、拙著・前掲注(47)一九頁。
- (58) 内閣衆資九四第三三〇号(一九八一年五月二九日)三頁。
- (59) 第九八回国会参議院予算委員會議録第六〇号(一九八三年三月一五日)二頁。
- (60) 第三一回国会参議院予算委員會議録第一四〇号(一九五九年三月一九日)一三頁における林修三法制局長官答弁。なお、政府の「一体化」論については、浦田・前掲注(41)一五一頁以下参照。
- (61) 第一三六回国会参議院内閣委員會議録第八〇号(一九九六年五月二二日)二六頁における大森政輔内閣法制局長官の答弁。
- (62) 第一四二回国会衆議院安全保障委員会(一九九七年一月二七日)における大森政輔内閣法制局長官答弁。
- (63) この点については、拙著・前掲注(47)一四七頁。
- (64) 二〇〇一年五月八日付けの小泉内閣の「答弁書」(内閣衆資一五二第五八号)一頁。
- (65) 佐瀬・前掲注(41)一六八頁。
- (66) 判時二〇五六号七四頁。なお、この青山判決の意義については、自衛隊イラク派兵差止訴訟の会編『自衛隊イラク派兵差止訴訟全記録』(風媒社、二〇一〇年)、また樋口陽一・山内敏弘・辻村みよ子・蟻川恒正『新版・憲法判例を読みなおす』(日本評論社、二〇一一年)二五頁以下(山内執筆)参照。
- (67) たとえば、国会に開設された憲法調査会でも「集団的自衛権は主権国家がもつ自然権であり、国連憲章上も認められて

- いることから、我が国においてもその行使は認められる」といった議論がなされた。衆議院憲法調査会『衆議院憲法調査会報告書』(二〇〇五年)三〇八頁など参照。
- (68) 拙著・前掲注(41)一二二頁以下参照。
- (69) 国連憲章五一条は「固有の権利 (inherent right) (仏文は、droit naturel) と規定しているが、このことを根拠として、集団的自衛権を「自然権」とする。」とできない点については、see: Kelsen, op. cit. p. 913. なお、高野雄一『集団安保と自衛権』(東信堂、一九九九)六〇頁も、集団的自衛権はその制定の経緯からしても、また国連の集団安全保障体制の真の意味に照らしても「固有の (inherent) 権利ではないとする。
- (70) 大石眞「日本国憲法と集団的自衛権」ジュリスト一三四三号(二〇〇七年)四二頁及び四五頁。
- (71) 杉原泰雄『憲法I』(有斐閣、一九八七年)六二頁以下参照。
- (72) 愛敬浩二「戦争の放棄」芹沢斉・市川正人・阪口正二郎編『新基本法コンメンタール・憲法』(日本評論社、二〇一一年)六三頁も同旨。
- (73) 第九四回国会衆議院法務委員会議録第一八号(一九八一年六月三日)八頁(角田礼次郎内閣法制局長官答弁)。
- (74) 第一四〇国会衆議院予算委員会議録第一二二号(一九九七年二月二三日)三三頁(大森政輔内閣法制局長官答弁)。
- (75) 浦田・前掲注(41)一三六頁。
- (76) 第一五九回国会参議院第三回憲法調査会(二〇〇四年三月三日)での答弁(参議院憲法調査会のHP参照)。
- (77) 第一五九回国会参議院第三回憲法調査会(二〇〇四年三月三日)での答弁(参議院憲法調査会のHP参照)。なお、これらの答弁については、豊下・前掲注(4)一一頁以下参照。
- (78) 佐瀬・前掲注(41)一一三頁以下。
- (79) この点については、さしあたり、杉原泰雄編『新版体系憲法事典』(青林書院、二〇〇八年)「憲法と国際法」(大藤紀子執筆)八〇〇頁参照。
- (80) 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第五版)』(岩波書店、二〇一一年)六〇頁。佐藤功『日本国憲法概説(全訂第五版)』(学陽書房、一九九六年)一二二頁も、「日本の場合は、通常の意味における集団的自衛権は認められない」としている。さらに、長谷部恭男『憲法の理性』(東大出版会、二〇〇六年)二二頁も、「国連憲章によって認められている権利(=集

- 団的自衛権」を自国の憲法で否認するのは背理だと言われることがあるが、もちろん背理ではない。アイスクリームを食べる権利は誰にでもあるが、自分は健康のことを考えて食べないようにするというのが背理ではないのと同様である」としている。
- (81) 高辻正巳「政治との触れ合い」内閣法制局百年史編集委員会編『証言・近代法制の軌跡——内閣法制局の回想』(ぎょうせい、一九八五年) 四二頁以下。
- (82) 第四八国会衆議院予算委員会議録第一七号(一九六五年三月二日) 三〇頁。
- (83) 阪口・前掲注(41)(上) 八八頁参照。
- (84) 浦田・前田・半田・前掲注(41)(浦田執筆) 一四頁以下も、「政府の集団的自衛権論は、日米の軍事活動に大きなプレキをかける結果になっている」としている。
- (85) 第一次アーミテージ報告については、大久保史郎・倉田玲「国家安全保障戦略・アーミテージ報告」全国憲法研究会編『法律時報増刊・憲法と有事法制』(二〇〇二年) 四五八頁参照。また、第三次アーミテージ報告については、see, A Report of the CSIS Japan Chair: The U.S.-Japan Alliance (CSIS, 2102).
- (86) 安保法制懇の報告書(二〇〇八年六月二四日)に「http://www.1r3rosenet.jp/nhrhoshu/AnpoHoKiban.html」
- (87) 朝日新聞二〇一三年二月一六日によれば、柳井俊二座長は、再出発した法制懇ではシーレーン防衛、海賊対処、サイバーテロなども対象とし、さらにはアメリカ以外の国とも協力する可能性を検討しているとしている。
- (88) 拙著・前掲注(41) 七六頁以下参照。
- (89) 拙著・前掲注(41) 七七頁。
- (90) 柳澤協二「集団的自衛権と安倍政権」世界二〇一三年五月号三六頁。
- (91) 浦田・前田・半田・前掲注(41) 三八頁以下(半田執筆) 及び桜井宏之「集団的自衛権行使に意味なし」軍事民論五二七号(二〇一三年) 一頁以下参照。
- (92) 柳澤・前掲注(90) 三七頁以下。
- (93) 政府与党に「先制攻撃」のための敵ミサイル基地攻撃能力をもつべきとする議論があることについては、東京新聞二〇一三年二月一九日。

- (94) 一九九八年五月一日日衆院・安全保障委員会での秋山収内閣法制局第一部長答弁。浅野一郎・杉原泰雄監修『憲法答弁集』(信山社、二〇〇三年)四五頁参照。
- (95) P K O 法の問題点については、さしあたりは、拙著・前掲注(41)三六五頁以下参照。
- (96) 阪田雅祐「集団的自衛権の行使はなぜ許されないか」世界二〇〇七年九月号四五頁。
- (97) 高見勝利「二〇一三年の政治と憲法」法律時報八五卷二号(二〇一三年)三頁。
- (98) 浦田・前田・半田・前掲注(41)(浦田執筆)一六頁。
- (99) 自民党のHP参照。
- (100) 秘密保全法案については、田島泰彦・清水勉編『秘密保全法批判』(日本評論社、二〇一三年)参照。
- (101) 「人間の安全保障」と「国家の安全保障」の関係については、さしあたり、拙著『人権・主権・平和』(日本評論社、二〇一三年)二六九頁以下参照。
- (102) 武器禁輸三原則の最近の動向については、青井未帆「掘り崩される武器輸出三原則」世界二〇一三年四月号二五頁。
- (103) なお、法案は、「国連憲章上定められた安全保障措置等への参加」(二一条)についても規定しており、「国連安保理事会で決議された等の、各種の安全保障措置等に参加する」(傍点・引用者)ことをも規定している。湾岸戦争時における多国籍軍などへの自衛隊の参加とその際の武力行使も想定したものとなっているが、それが国際の平和と安全の保障にとっていかなる意味をもったかは、上述したとおりである。
- (104) Gray, op. cit. p. 143.
- (105) 「安全保障のシレンマ」については、さしあたり拙著『改憲問題と立憲平和主義』(敬文堂、二〇一二年)二二三頁参照。
- (106) 坂本義和『軍縮の政治学』(岩波新書、一九八二年)一八七頁以下参照。